

3（12）対象となる事業所 ⑫事業所区域の変更（手続等）

- 所有の状況等の変更が生じた年度の翌年度以降、任意の年度に申請できる。
- 新たな指定又は指定の取消しを受けようとする年度の4月1日から9月末日までに事業所区域変更申請書を提出する。
- 事業所区域変更の申請は、旧指定事業所の義務者と新指定事業所の義務者が連名で申請する。
- 事業所区域変更の申請と合わせて、基準排出量決定の申請を行う。

■事業所区域変更の申請

- ・申請者：旧指定事業所の義務者
新指定事業所の義務者
- ・申請期限：毎年度9月末日
- ・提出書類：①事業所区域変更申請書
②事業所区域変更確認書
（事業所区域変更後の全ての事業所分）
③特定温室効果ガス排出量算定報告書（前年度分）
④検証結果報告書（上記③に対して検証したもの）
⑤所有事業者等届出書（義務者の変更を行う場合のみ）
⑥委任状（事務手続の委任を行う場合のみ）

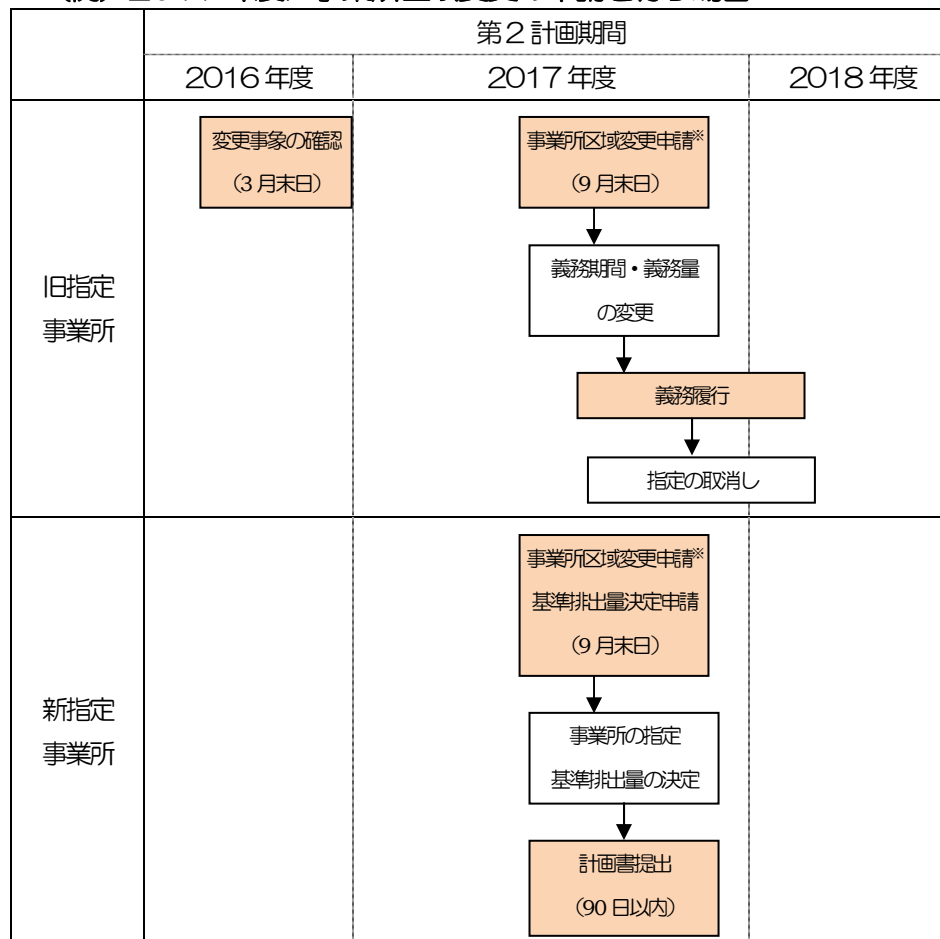
■基準排出量決定の申請

- ・申請者：新指定事業所の義務者
- ・申請：事業所区域変更の申請と同時

■地球温暖化対策計画書の提出

- ・提出者：新指定事業所の義務者
- ・提出期限：11月末日と新指定事業所の指定の日から90日後のいずれか遅い日
- ・備考：特定温室効果ガス排出量算定報告書（前年度分）と検証結果報告書の提出は不要

■（例）2017年度に事業所区域変更の申請を行う場合



※同一申請

3 (13) 温室効果ガス排出量の「総量削減義務の対象となるガス」と「報告対象となるガス」

●「総量削減義務の対象となるガス」：「燃料・熱・電気の使用に伴い排出されるCO₂（エネルギー起源CO₂）」

※住居の用に供する部分で使用されたものを除く。

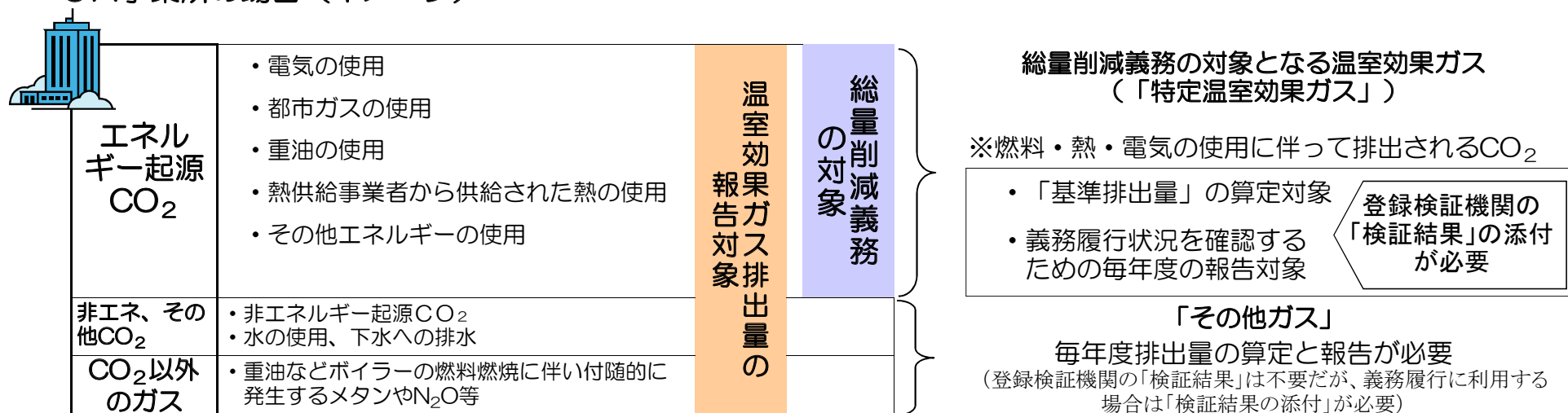
⇒削減義務量の算定をするベースとなる「基準排出量」の算定対象

⇒毎年度、削減義務の履行状況を確認するため算定・報告が必要

※登録検証機関の「検証結果」を添えて、都に報告することが必要

●「温室効果ガス排出量として、把握・報告が必要なガス」：7ガス（CO₂、CH₄、N₂O、PFC、HFC、SF₆、NF₃）全て

●A事業所の場合（イメージ）



※自動車の運行に伴う排出量の取扱いについて

走行場所	種類	使用者・関係者	排出量の把握・報告	総量削減義務	対策の実施
事業所の敷地内のみ	工場のフォークリフト等	自社	必要	対象	総量削減義務履行に必要な範囲で
		事業所内のテナント等	必要	対象	
敷地外を走行	自社の営業車等	自社	不要※	×	努力義務
	テナント等の営業車等	事業所内のテナント等	不要	×	×
	貨物の搬入のために利用する 運送事業者の車	自社	任意（可能な範囲で）	×	努力義務
		事業所内のテナント等	任意（可能な範囲で）	×	努力義務

※事業者として、都内合計で30台以上使用している場合は、別途「自動車環境管理計画書（環境確保条例）」で排出量等の報告義務あり

3（14）排出係数

- 需要側からのCO₂削減を、より効果的かつ実態に合うものとするため、各計画期間開始前に、直近のデータをもとに、エネルギー種別ごとに設定
（当該排出係数は、計画期間中固定し、年度排出量や基準排出量算定は、当該排出係数を用いて算定）
- 特定温室効果ガス排出量算定に係る排出係数は、下表のとおり。

燃料等の種類		単位	単位発熱量 (第1期と第2期同じ)		排出係数			
					第1計画期間		第2計画期間	
原油		kL	38.2	[GJ/kL]	0.0187	[t-C/GJ]	0.0187	[t-C/GJ]
原油のうちコンデンセート（NGL）		kL	35.3	[GJ/kL]	0.0184	[t-C/GJ]	0.0184	[t-C/GJ]
揮発油（ガソリン）		kL	34.6	[GJ/kL]	0.0183	[t-C/GJ]	0.0183	[t-C/GJ]
ナフサ		kL	33.6	[GJ/kL]	0.0182	[t-C/GJ]	0.0182	[t-C/GJ]
灯油		kL	36.7	[GJ/kL]	0.0185	[t-C/GJ]	0.0185	[t-C/GJ]
軽油		kL	37.7	[GJ/kL]	0.0187	[t-C/GJ]	0.0187	[t-C/GJ]
A重油		kL	39.1	[GJ/kL]	0.0189	[t-C/GJ]	0.0189	[t-C/GJ]
B・C重油		kL	41.9	[GJ/kL]	0.0195	[t-C/GJ]	0.0195	[t-C/GJ]
石油アスファルト		t	40.9	[GJ/t]	0.0208	[t-C/GJ]	0.0208	[t-C/GJ]
石油コークス		t	29.9	[GJ/t]	0.0254	[t-C/GJ]	0.0254	[t-C/GJ]
石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t	50.8	[GJ/t]	0.0163	[t-C/GJ]	0.0161	[t-C/GJ]
	石油系炭化水素ガス	千Nm3	44.9	[GJ/千Nm3]	0.0142	[t-C/GJ]	0.0142	[t-C/GJ]
可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t	54.6	[GJ/t]	0.0135	[t-C/GJ]	0.0135	[t-C/GJ]
	その他可燃性天然ガス	千Nm3	43.5	[GJ/千Nm3]	0.0139	[t-C/GJ]	0.0139	[t-C/GJ]
石炭	原料炭	t	29.0	[GJ/t]	0.0245	[t-C/GJ]	0.0245	[t-C/GJ]
	一般炭	t	25.7	[GJ/t]	0.0247	[t-C/GJ]	0.0247	[t-C/GJ]
	無煙炭	t	26.9	[GJ/t]	0.0255	[t-C/GJ]	0.0255	[t-C/GJ]
石炭コークス		t	29.4	[GJ/t]	0.0294	[t-C/GJ]	0.0294	[t-C/GJ]
コールタール		t	37.3	[GJ/t]	0.0209	[t-C/GJ]	0.0209	[t-C/GJ]
コークス炉ガス		千Nm3	21.1	[GJ/千Nm3]	0.0110	[t-C/GJ]	0.0110	[t-C/GJ]
高炉ガス		千Nm3	3.41	[GJ/千Nm3]	0.0266	[t-C/GJ]	0.0263	[t-C/GJ]
転炉ガス		千Nm3	8.41	[GJ/千Nm3]	0.0384	[t-C/GJ]	0.0384	[t-C/GJ]
その他の燃料	都市ガス（6A）	千Nm3	（供給事業者や年度によって異なる。）		0.0138	[t-C/GJ]	0.0136	[t-C/GJ]
	都市ガス（13A）	千Nm3	（供給事業者や年度によって異なる。）		0.0138	[t-C/GJ]	0.0136	[t-C/GJ]
	ジェット燃料油	kL	36.7	[GJ/kL]	0.0183	[t-C/GJ]	0.0183	[t-C/GJ]
産業用蒸気		GJ	1.0	[GJ/GJ]	0.052	[t-CO2/GJ]	0.060	[t-CO2/GJ]
産業用蒸気以外の蒸気		GJ	1.36	[GJ/GJ]	0.052	[t-CO2/GJ]	0.060	[t-CO2/GJ]
温水		GJ	1.36	[GJ/GJ]	0.052	[t-CO2/GJ]	0.060	[t-CO2/GJ]
冷水		GJ	1.36	[GJ/GJ]	0.052	[t-CO2/GJ]	0.060	[t-CO2/GJ]
一般送配電事業者の 電線路を介して供給 された売電	昼間（8時～22時）	千kWh	9.97	[GJ/千kWh]	0.382	[t-CO2/千kWh]	0.489	[t-CO2/千kWh]
	夜間（22時～翌日8時）	千kWh	9.28	[GJ/千kWh]	0.382	[t-CO2/千kWh]	0.489	[t-CO2/千kWh]
その他の買電（昼夜不明の場合を含む。）		千kWh	9.76	[GJ/千kWh]	0.382	[t-CO2/千kWh]	0.489	[t-CO2/千kWh]

※第1計画期間と第2計画期間で、排出係数が異なるものに網掛け。

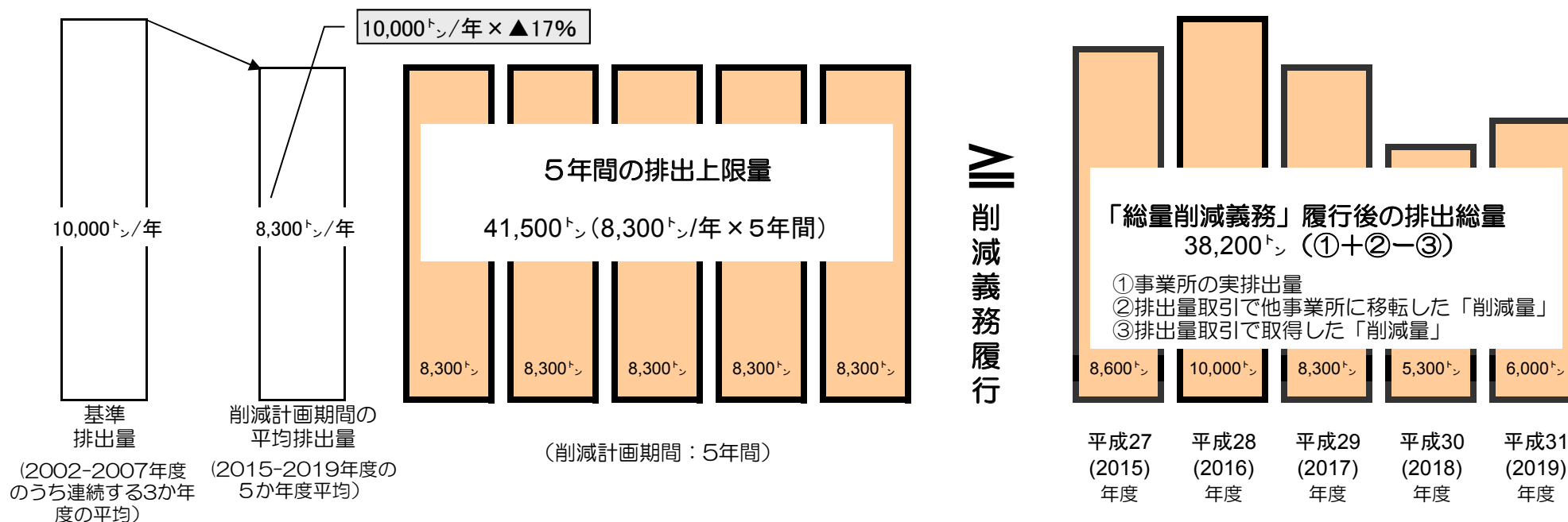
3 (15) 削減義務量

- 削減義務量：削減義務期間の間に、基準排出量に対して特定温室効果ガス排出量を削減しなければならない合計量
削減義務期間の間の一年度ごとに基準排出量に削減義務率を乗じて得た量を当該削減義務期間において合計する。
- 排出上限量：削減義務期間の間に排出することが許される上限の量
削減義務期間の各年度の基準排出量を合計して得た量から削減義務量を減じる。

■第2計画期間の削減義務率が▲17%の事業所の場合

【例】

- 基準排出量：10,000トン/年
(2002～2007年度のうち、いずれか連続する3か年度で設定)
- 第2計画期間の削減義務率：▲17%削減



3(16) 基準排出量 ①基準排出量の算定

●基準排出量：削減義務量を算定するベースとなる排出量

削減義務の対象となる燃料・熱・電気の使用に伴って排出されるCO₂（特定温室効果ガス）に基づき算定。メタンなどCO₂以外の
 その他ガスは含まれません。

・既存事業所^{※1}の算定方法

※1 制度開始当初から特定地球温暖化対策事業所に指定されていた事業所

2002～2007年度までの、いずれか連続する3か年度の平均値で算定

・新規事業所^{※2}の算定方法

※2 2010年4月1日以降に特定地球温暖化対策事業所に指定された事業所

過去の排出実績に基づく方法^{※3} 又は 排出標準原単位に基づく方法

※3 地球温暖化対策の推進の程度が一定以上の事業所は選択可能（排出標準原単位に基づく方法も選択可）

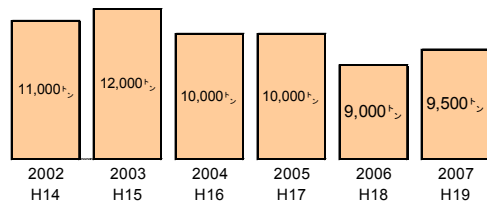
既存事業所

方法【2002～2007年度までの いずれか連続する3か年度の平均値で算定】

既にこれまで総量削減の実績がある場合には、例えば、2005～2007
 年度平均値ではなく、より過去の年度の平均値にすることが可能

●対象事業所は、自ら、設定したい「連続する3か年度」を選択し算定
 する（検証結果報告書の添付を要する。）。

【基準排出量算定の例】



3か年度平均

11,000 トン

3か年度平均

10,667 トン

3か年度平均

9,667 トン

3か年度平均

9,500 トン

対象事業所は、いずれか連続する3か年度を選択できる

新規事業所

方法①【過去の排出実績に基づく方法】

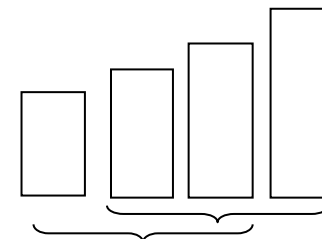
地球温暖化の対策の推進の程度が、「基準排出量算定における実績排出量選択の
 ための運用管理基準の適合認定ガイドライン」に適合する場合に限る。※4

●削減義務期間の開始の年度の4年度前から前年度までのうちの連続する3か年度
 の年間排出量の平均値を用いて算定する（検証結果報告書の添付を要する。）。

●実績排出量に係る全ての適用対象年度又は期間において、第一区分（業
 務系施設）、第二区分（産業系施設）の別に運用管理基準の全ての運用管
 理項目における運用管理条件に適合していること

●事業所は、自己チェックを行い、都に運用管理報告書を提出（検証不要）

※4 基準年度が現在から将来に渡るため、適切な対応
 を取らずに故意に基準排出量を増加させること
 が可能となる。
 そのため、「地球温暖化の対策の推進の程度が、
 知事が別に定める基準に適合する場合」に限り、
 過去の実績に基づく方法を認める



方法②【排出標準原単位に基づく方法】

排出活動指標(床面積の大きさ) × 排出標準原単位^{※5}

※5 排出標準原単位については、「3(18) 基準排出量 ③標準原単位」を参照
 事業所における用途(建築基準法の用途区分等)との対応は、ガイドラインを参照

3（17）基準排出量 ②排出量が標準的でない年度

- 第1計画期間：原則の3か年度から排出量が標準的でない年度を1年度のみ除き、2か年度平均を選択可能
- 第2計画期間：原則の3か年度から排出量が標準的でない年度を最大2年度まで除き、2か年度平均又は単年度を選択可能
※「標準的でない年度」の要件は第1計画期間と同じ。
※第1計画期間に基準排出量を2か年度平均で決定した事業所も、第2計画期間の基準排出量の再計算時には単年度選択可能

基準排出量の算定方法

【過去の排出実績に基づく方法】
を選択※

連続する3か年度を選択する。

※地球温暖化の対策の推進の程度が、「基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン」に適合する場合に限り選択可能

【標準的でないと知事が特に認める年度がある場合】

●基準排出量の算定に当たり、特定温室効果ガス年度排出量が標準的でないと知事が特に認める年度がある場合とは、次のア及びイの2つの要件のいずれにも該当する年度をいう。

ア 次のいずれかの状況にあること。

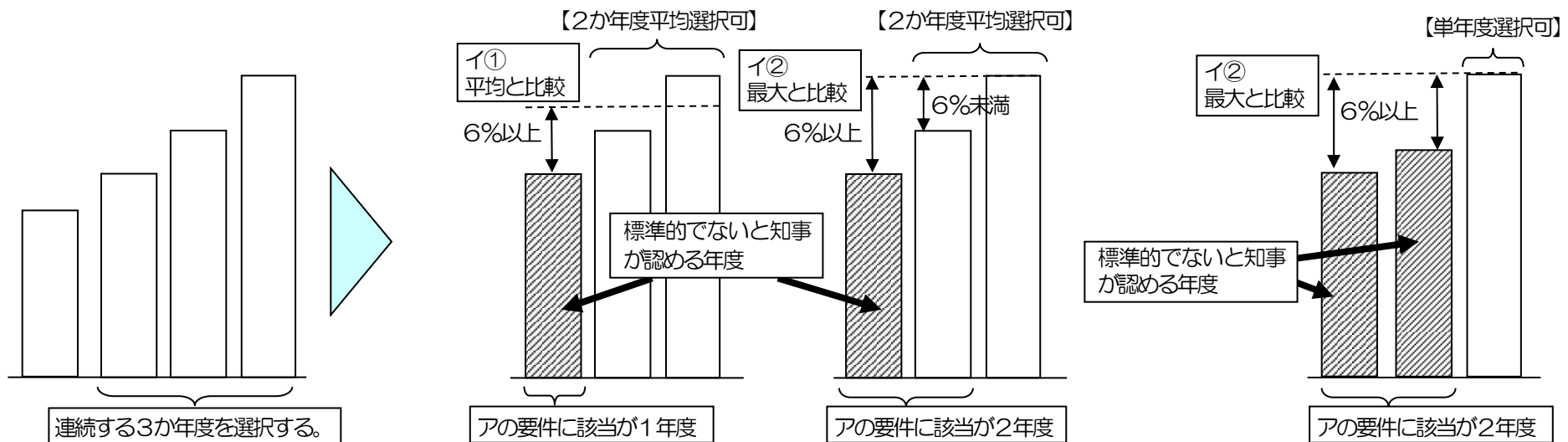
- ① 改修工事の実施により、長期間使用されない部分が相当程度ある状況
- ② 事業所の活動開始時であって、活動の程度が極端に低い状況（例：新築ビルやデータセンターの立ち上げ時等）
- ③ 事業所の活動開始の日を含む年度から4年度目までに実施した削減対策の効果が現れたために排出量が減少した状況
（基準排出量の対象年度が当該4年度目までの場合に限る。）
- ④ 当該年度又は基準排出量の対象年度のうちの後年度に床面積又は設備が増加したことにより、結果的に後年度と比べて排出量が低い水準であった状況
- ⑤ その他これらに類すると知事が認める状況

イ アの①から⑤までの状況にあることを主な原因として、特定温室効果ガス年度排出量が次のいずれかの状態となっていること

- ① アの要件に該当する年度が1年度の場合：アの要件に該当しない2年度分の特定温室効果ガス年度排出量の平均値と比べて6%以上小さいこと
- ② アの要件に該当する年度が2年度以上ある場合：3年度のうち最も特定温室効果ガス年度排出量の大きい年度と比べて6%以上小さいこと

※イの要件で比較する特定温室効果ガス年度排出量は、事業所の削減義務発生年度が属する削減計画期間の算定方法で算定された排出量を用いる。

※2か年度を選択する場合は、連続してなくてもよい（連続する3か年度のうち、両端の2か年度を選択してもよい）



3（18）基準排出量 ③排出標準原単位

- 2010年度から2014年度までに新たに特定地球温暖化対策事業所となった事業所の基準排出量算定時及び2014年度までに基準排出量の変更の要件に該当した事業所の基準排出量変更時は、下表に示す第1計画期間の排出標準原単位を用いる。
- 2015年度から2019年度までに新たに特定地球温暖化対策事業所となった事業所の基準排出量算定時及び2015年度から2019年度までに基準排出量の変更の要件に該当した事業所の基準排出量変更時は、下表に示す第2計画期間の排出標準原単位を用いる。
- 第2計画期間の排出標準原単位のうち、用途区分が情報通信、商業、教育及び物流であってデータセンター、食品関係、理系大学等及び冷蔵倉庫等に該当する場合は、当該排出標準原単位を用いることができる。ただし、これらの値を用いた場合であって、その後に当該範囲の基準排出量の変更を行う場合は、用いた値を再度利用する。

用途区分	排出活動指標 [単位]	排出標準原単位		
		第1計画期間	第2計画期間	[単位]
事務所	床面積[m ²]	85	100	kg-CO ₂ /m ² ・年
事務所(官公庁の庁舎)	床面積[m ²]	60	75	kg-CO ₂ /m ² ・年
情報通信	床面積[m ²]	320	380 (データセンター※1 610)	kg-CO ₂ /m ² ・年
放送局	床面積[m ²]	215	260	kg-CO ₂ /m ² ・年
商業	床面積[m ²]	130	160 (食品関係※2 225)	kg-CO ₂ /m ² ・年
宿泊	床面積[m ²]	150	180	kg-CO ₂ /m ² ・年
教育	床面積[m ²]	50	60 (理系大学等※3 95)	kg-CO ₂ /m ² ・年
医療	床面積[m ²]	150	185	kg-CO ₂ /m ² ・年
文化	床面積[m ²]	75	90	kg-CO ₂ /m ² ・年
物流	床面積[m ²]	50	55 (冷蔵倉庫等※4 90)	kg-CO ₂ /m ² ・年
駐車場	床面積[m ²]	20	25	kg-CO ₂ /m ² ・年
工場その他上記以外※5	床面積[m ²]	排出実績値の95%		

※1 電気通信基盤充実促進措置法(平成3年法律第27号)に定められた電気通信設備(非常用電源設備(無停電電源装置、非常用発電機)、サーバー、ルーター、スイッチ)と同等な設備を有する施設であって、人が常駐しない範囲

※2 食品衛生法(昭和22年法律第233号)又は東京都食品製造業等取締条例(昭和28年条例第111号)に基づく営業許可範囲

※3 平成27年度日本学術振興会科学研究費助成事業の申請に係る所属部局番号一覧のうち理系と判断される所属部局(所属番号400から600番台の範囲を原則とし、これらに類すると東京都が認めた学部等を含む。)が使用する床の範囲

※4 電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置における第2号工と同様の範囲

※5 工場その他上記以外の排出標準原単位は、基準排出量決定時のみ用いる。

3（19）基準排出量 ④基準排出量の変更（概要）

●基準排出量の変更（基準排出量の見直し） 次のいずれかに該当する対象事業所は、都へ基準排出量の変更を申請しなければならない。

■熱供給事業所以外の事業所：①床面積の増減、②用途変更、③設備の増減（事業活動量・種類の変更に伴うもの）が発生した場合で、その結果、排出量の増減が基準排出量の6%以上と算定される場合

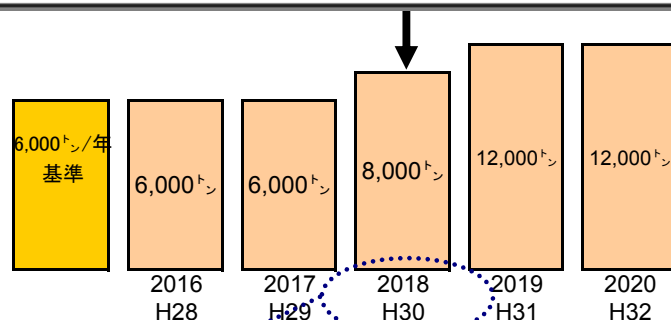
■熱供給事業所：第1計画期間 熱供給先の床面積の増減が基準年度における同床面積の6%以上となる場合

●「基準排出量の変更」の例（熱供給事業所以外）

■基準排出量の変更要件

以下の①～③の変更に伴う排出量の増減が基準排出量の6%以上と算定される場合

- ①床面積の増床・減床
- ②用途変更（排出活動指標に定める用途のうち異なる用途になる変更）
- ③設備の増減（事業活動量・種類の変更に伴うもの）



特定地球温暖化対策事業所

変更前の基準排出量

変更後の基準排出量

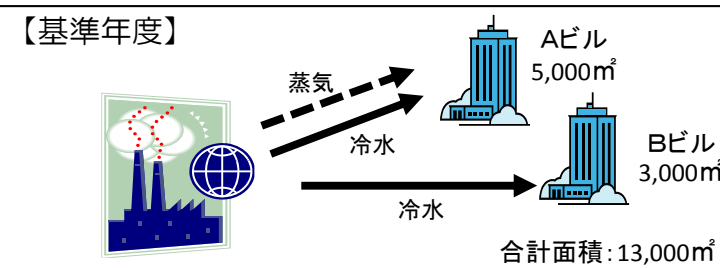
状況変更年度の基準排出量は、月割で計算

状況変更のあった日	状況変更のあった年度の基準排出量
4月×日	11ヶ月分を増減
...	...
2月×日	1ヶ月分を増減
3月×日	変更しない（翌年度から12ヶ月分を増減）

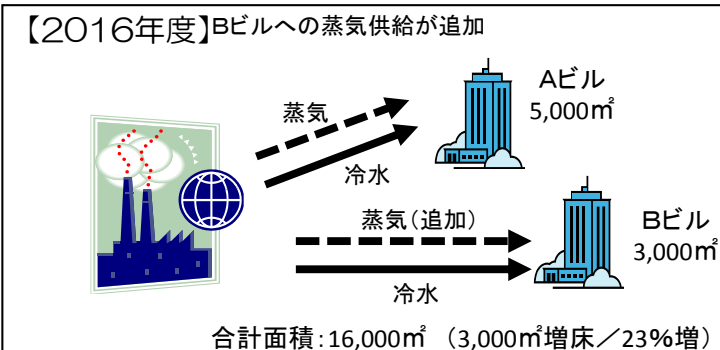
●「基準排出量の変更」の例（熱供給事業所）

■基準排出量の変更要件 ※第2計画期間

熱の種類ごとの供給先の床面積を合計した値の増減が基準年度の床面積に対して6%以上となる場合



供給先の床面積が6%以上増加
(エネルギー供給量の増加)



■基準排出量の変更値の算定方法

- ①対象事業所の過去の排出量実績を用いた算定、②排出標準原単位を用いた算定、③変更部分の（全部の）実測値を用いた算定、④変更部分の一部の実測値を用いた算定
- ※③、④を用いる場合は、運用対策が「運用管理基準の適合認定ガイドライン」に定める基準に適合する場合に限る。
- ・第1計画期間から特定地球温暖化対策事業所となっている事業所については、前削減計画期間末（2015年3月末日）からの状況の変更を把握し排出量の増減量及び変更量を算定することができる。

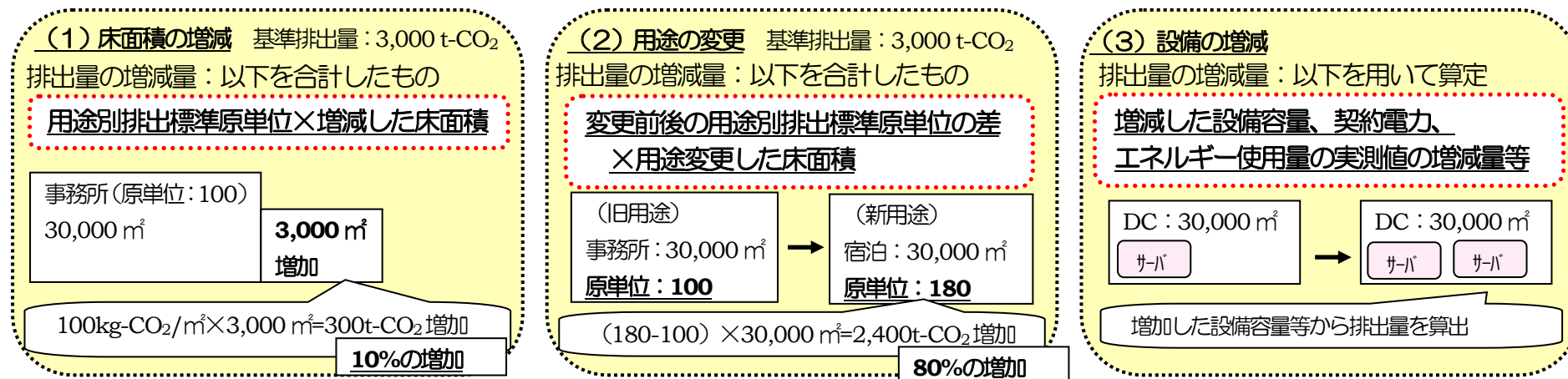
3(20) 基準排出量 ⑤基準排出量の変更(具体的な計算方法) ※熱供給事業所以外の場合

- 事業者は、(1) 床面積の増減、(2) 用途の変更、(3) 設備の増減が生じた場合には、基準排出量変更の要件に該当するかを確認する。
- 基準排出量変更の要件に該当する場合、変更後の基準排出量を算定し、申請しなければならない。

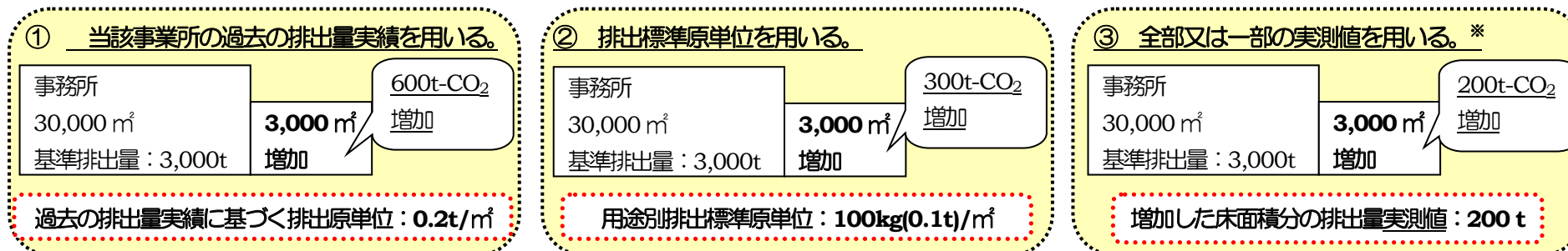
1 基準排出量変更の要件の確認方法

本制度対象事業所の義務者は、(1) 事業所の床面積が増減した場合、(2) 用途を変更した場合、(3) 設備が増減した場合、基準排出量変更の要件に該当するかを確認する必要があります。(ここで算定した排出量の増減量は基準排出量の変更量と必ずしも等しくなるわけではありません。)

<要件の確認方法(例)>



2 変更後の基準排出量の算定方法(床面積が増減した場合の算定例)



※ ③ 全部又は一部の実測値を用いる方法を選択できるのは、「基準排出量算定における実績排出量選択のための運用基準の適合認定ガイドライン」に定める基準に適合する場合に限られます。

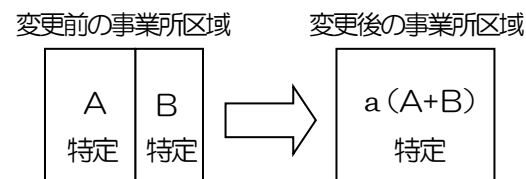
3(21) 基準排出量 ⑥事業所区域の変更に伴う基準排出量の算定

- 事業所区域の変更に伴い特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける事業所の基準排出量は、当該事業所に含まれる変更前の事業所の指定及び範囲に応じて算定した値を合算して決定する。

(1) 変更前に特定地球温暖化対策事業所であった事業所区域の全部が含まれる場合

特定事業所であったA事業所とB事業所が事業所区域の変更に伴いa事業所となる場合、a事業所の基準排出量はA事業所とB事業所の基準排出量を合算して算定する。

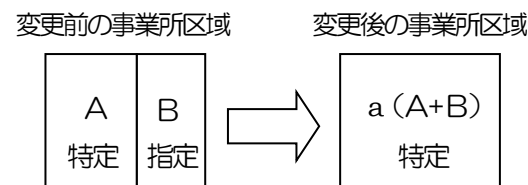
$$\text{a事業所の基準排出量} = \text{A事業所の基準排出量} + \text{B事業所の基準排出量}$$



(2) 変更前に指定地球温暖化対策事業所であった事業所区域の全部又は一部が含まれる場合

特定事業所であったA事業所と指定事業所であったB事業所が事業所区域の変更に伴いa事業所となる場合、a事業所の基準排出量はA事業所の基準排出量にB事業所の排出量を合算して算定する。

$$\text{a事業所の基準排出量} = \text{A事業所の基準排出量} + \text{B事業所の排出量}^{*1}$$



※1 排出量は、「①当該事業所の過去の排出量を用いた算定」、「②排出標準原単位を用いた算定」又は「③全部の実測値を用いた算定」により算定する。→算定方法は3(20) 参照

(3) 変更前に特定地球温暖化対策事業所であった事業所区域の一部が含まれる場合

ア 特定事業所であったA事業所が事業所区域の変更に伴いa事業所とb事業所となる場合、A事業所の基準排出量を基に算定する。

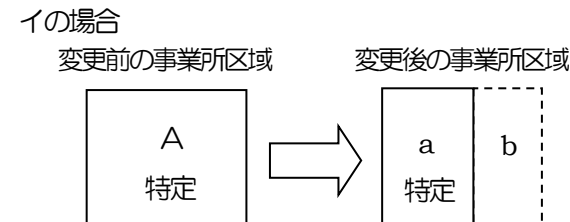
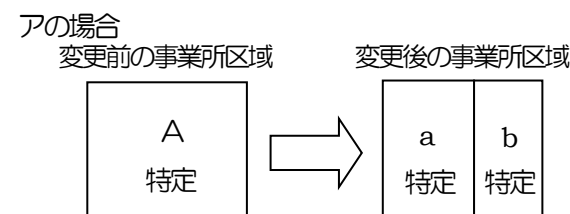
A事業所の基準排出量の決定方法	過去の排出実績		排出標準原単位
a, b 事業所の基準排出量の決定方法	基準年度の排出量の平均値にて算定 ^{*2}	各事業所の排出量 ^{*1} 比による案分にて算定 ^{*3}	排出標準原単位を用いて算定

※2 a事業所及びb事業所の範囲における基準年度の特定温室効果ガス年度排出量を算定できる場合

※3 a事業所及びb事業所の範囲における基準年度の特定温室効果ガス年度排出量を算定できない場合

イ 特定事業所であったA事業所が事業所区域の変更に伴いa事業所と指定を受けないb事業所となる場合、a事業所の基準排出量はA事業所の基準排出量からb事業所の排出量^{*1}を減じて算定する。

$$\text{a事業所の基準排出量} = \text{A事業所の基準排出量} - \text{b事業所の排出量}^{*1}$$

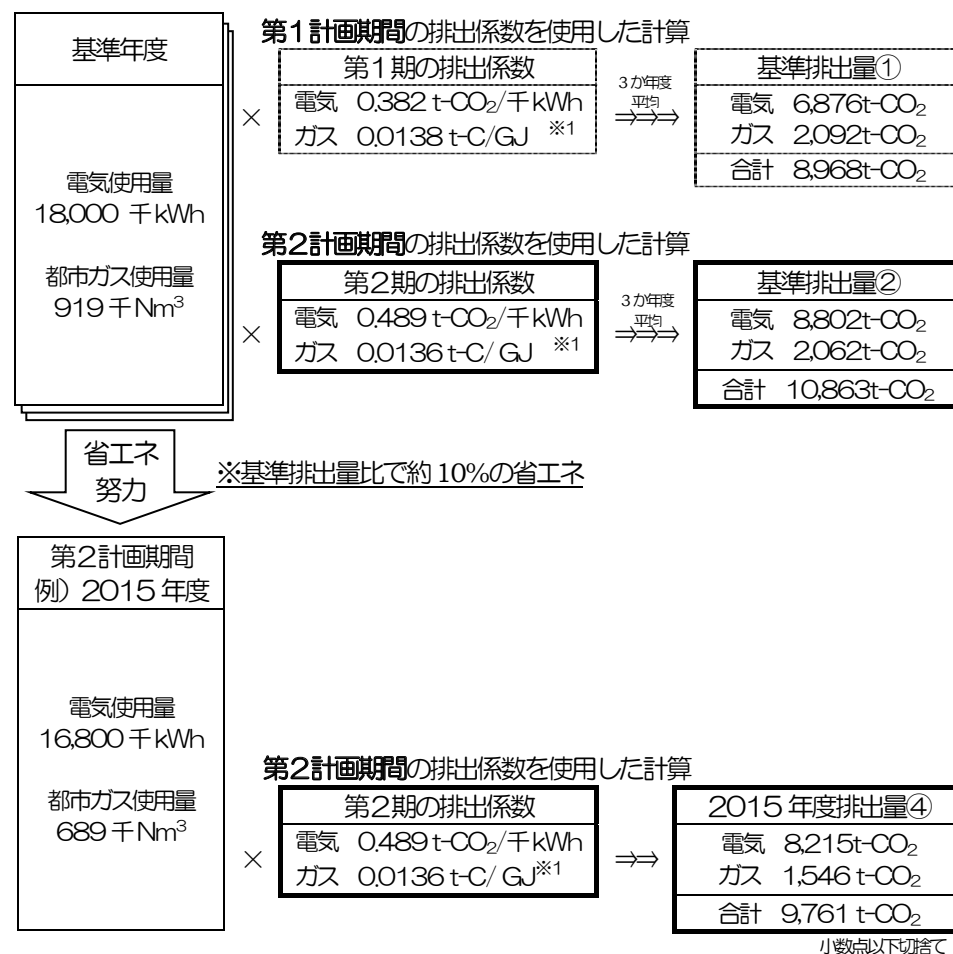


3 (22) 基準排出量 ⑦基準排出量の再計算* (再計算を行う理由)

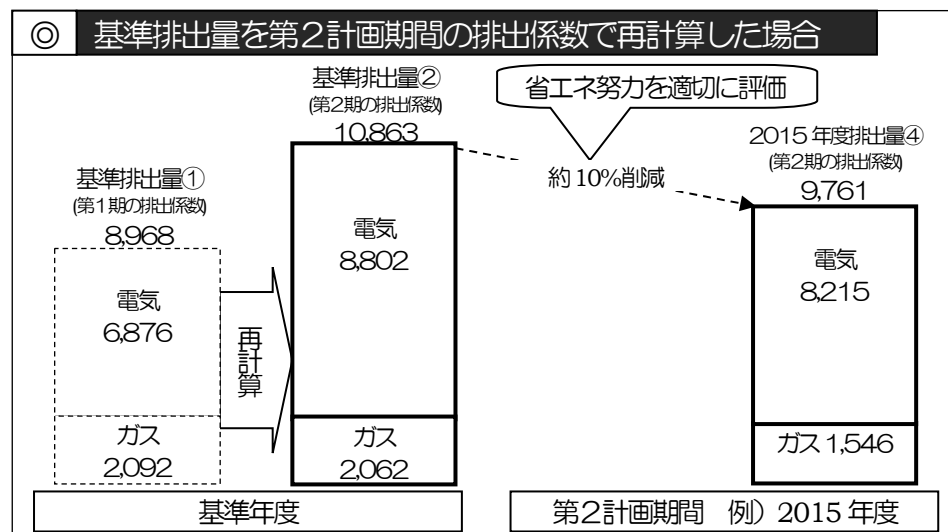
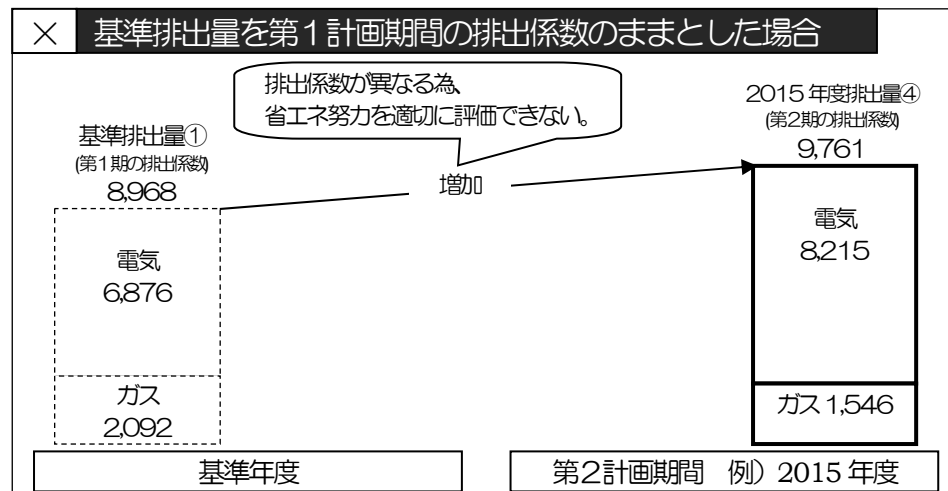
※既に対象の事業所からは、御提出いただいております。

- 第2計画期間の排出係数を使用することにより、電気のCO₂排出係数が大きく変化している近年の状況を反映
- 対象事業所の省エネ努力を適切に評価するために、第2計画期間の年度排出量の算定だけでなく、基準排出量も第2計画期間のCO₂排出係数で再計算し設定
- 基準排出量再計算の方法は、事業所の状況により異なる(詳細は3(23)参照)。

例) 基準年度から省エネ努力した事業所の場合



※1 都市ガスのCO₂排出量は、使用量(千Nm³)に単位発熱量、排出係数、44/12を乗じて算定(単位発熱量は、供給事業者や年度によって異なる。(詳細は算定ガイドライン参照))



3 (23) 基準排出量 ⑧基準排出量の再計算 (再計算の方法)

■**基準排出量の再計算** 第1計画期間の基準排出量を「過去の排出実績」か「排出標準原単位」のどちらの方法で決定したかにより、原則の方法A又はBとなり、さらに、例外の方法が有利となる事業所は、例外の方法C又はDを選択可能

	第1期の基準排出量を「過去の排出実績」で決定	第1期の基準排出量を「排出標準原単位」で決定
原則の方法	原則の方法A 第1期の基準排出量のエネルギー使用量はそのままに、第2計画期間のCO₂排出係数を乗じて再計算 例) 第1期の基準排出量のエネルギー使用量が、電気 18,000 千kWh、都市ガス 919 千Nm³ の場合 ア 第1期の基準排出量 $\text{第1期の基準排出量}^{\ast 1} = \text{基準年度のエネルギー使用量} \times \text{第1期の排出係数} = \text{基準年度のエネルギー使用量} \times \text{第1期の排出係数}$ 基準年度のエネルギー使用量 電気 18,000 千kWh 都市ガス 919 千Nm³ 第1期の排出係数 電気 0.382 tCO₂/千kWh 都市ガス 0.0138 tC/GJ ※2 3ヵ年要平均 ⇒ ⇒ ⇒ 8,968 tCO₂ (小数点以下切捨て) イ 第2期の基準排出量へ再計算 $\text{第2期の基準排出量} = \text{エネルギー使用量はそのまま} \times \text{第2期の排出係数} = \text{エネルギー使用量はそのまま} \times \text{第2期の排出係数}$ 第2期の排出係数 電気 0.489 tCO₂/千kWh 都市ガス 0.0136 tC/GJ ※2 3ヵ年要平均 ⇒ ⇒ ⇒ 10,863 tCO₂ (小数点以下切捨て)	原則の方法B 第1期の基準排出量に都府定める倍率※3 (1.21) を乗じて再計算 例) 第1期の基準排出量※1 が 10,000 tCO₂ の事業所の場合 第2期の基準排出量へ再計算 $\text{第2期の基準排出量} = \text{第1期の基準排出量}^{\ast 1} \times \text{都府定める倍率}^{\ast 3} 1.21$ = 10,000 × 1.21 = 12,100 tCO₂ (小数点以下切捨て)
例外の方法	例外の方法C 例外の方法が有利に算定されるときは、当該事業所の2013年度の電気、熱及び燃料の使用比率に基づく倍率を乗じて再計算 例) 第1期の基準排出量※1 が 8,968 tCO₂ の場合 2013年度排出量を、第1期の排出係数で計算すると 7,986 tCO₂ 2013年度排出量を、第2期の排出係数で計算すると 9,761 tCO₂ の事業所の場合 $\text{第2期の基準排出量} = \text{第1期の基準排出量}^{\ast 1} \times \frac{\text{第2期係数での2013年度値}}{\text{第1期係数での2013年度値}} = 8,968 \text{ tCO}_2 \times \frac{9,761 \text{ tCO}_2}{7,986 \text{ tCO}_2}$ = 10,961 tCO₂ (小数点以下切捨て)	例外の方法D 例外の方法Cと同じ

■第1計画期間中に基準排出量の変更を行った場合の取扱い

第1期の当初の基準排出量を再計算し、基準排出量変更に伴う変化率※4 (＝第1期の変更後の基準排出量※5 ÷ 第1期の当初の基準排出量) を乗ずる。

例) 「例外の方法C」で 10,961 tCO₂、第1期の変更後の基準排出量は 12,000 tCO₂、第1期の当初の基準排出量は 8,968 tCO₂ の事業所の場合

$$\text{第2期の変更後の基準排出量} = \text{上表A～Dのいずれかで再計算した第2期の基準排出量} \times \frac{\text{第1期の変更後の基準排出量}^{\ast 5}}{\text{第1期の当初の基準排出量}} = 10,961 \text{ tCO}_2 \times \frac{12,000 \text{ tCO}_2}{8,968 \text{ tCO}_2} = 14,666 \text{ tCO}_2 \text{ (小数点以下切捨て)}$$

※1 「第1期の基準排出量」は、基準排出量の変更を行う前の当初の基準排出量の値

※2 都市ガスのCO₂排出量は、使用量(千Nm³)に単位発熱量、排出係数、44/12 を乗じて算定

※3 都府定める倍率とは、全事業所のCO₂排出係数の見直しによる基準排出量の増減率の平均値

※4 変化率は、端数処理を行わずに乗ずる。

※5 第1期中に、基準排出量の変更を複数回行った場合は、最後に行った基準排出量変更後の値(最後に行った基準変更に伴う1年間分の変更量を増減した値)

3 (24) 削減義務率 ①考え方

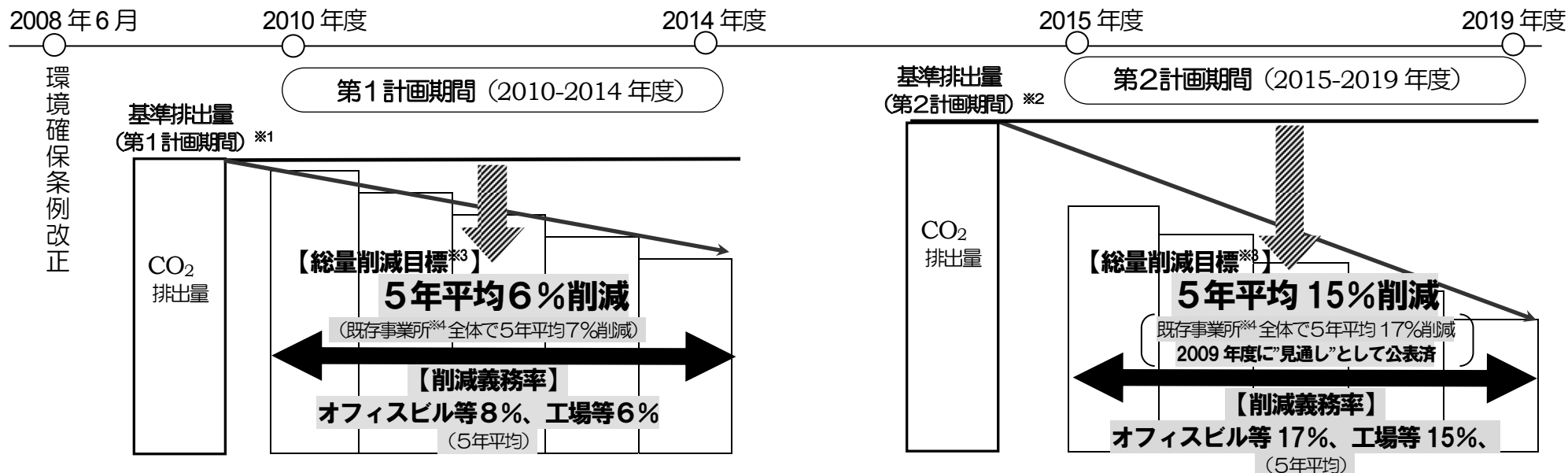
- 東京都の総量削減目標「2020年までに、2000年比25%削減」（「10年後の東京」及び「環境基本計画」）
- 「2020年までに、2000年比25%削減」に必要な業務産業部門の削減率は17%
 - 第1計画期間（2010-2014年度）は、「大幅削減に向けた転換始動期」と位置付け、8%又は6%の削減義務
 - 第2計画期間（2015-2019年度）は、「より大幅なCO₂削減を定着・展開する期間」と位置付け、17%又は15%の削減義務

東京都は、2006年12月、「10年後の東京」において、「2020年までに2000年比で25%削減」というCO₂削減目標を設定しました。この目標は、

- ① 危険な気候変動による影響を回避するためには、2050年には世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも半減する必要があること、
- ② 膨大なエネルギーを消費し、便利で豊かな生活を実現した先進国の大都市こそが、大幅なCO₂削減を可能とする低炭素型の持続可能な社会への移行を先導しなければならないこと、
- ③ 先進国の大都市が、こうした都市モデルを実現してこそ、急成長を続けるアジアなど途上国の都市に対しても、目指すべき都市の姿を実践的に示すことができること、

という認識に立ち、東京は世界の大都市に先駆けて、低炭素型の都市モデルを実現していくことを目指し、設定したものです。

2014年12月に策定した「東京都長期ビジョン」では、スマートエネルギー都市の創造に向け、エネルギー消費量を「2020年までに20%、2030年までに30%削減（2000年比）」という新たな省エネルギー目標を設定しました。



※1 原則、2002-2007年度のうち連続する3か年度平均値

(第1期の電気の排出係数は2005-2007年度の都内に電気を供給する東京電力及び新電力の平均値0.382t-CO₂/千kWh (計画期間中は固定))

※3 各計画期間の総量削減目標は、計画期間中に、新たに指定地球温暖化対策事業所となる事業所の排出量等を含めた値である。

※4 既存事業所とは、総量削減目標の適用日（平成22年4月1日）における指定地球温暖化対策事業所をいう。

※2 第1計画期間同様の算定方法。ただし、第2計画期間の排出係数で再計算

(第2計画期間の電気の排出係数は2011、2012年度の都内に電気を供給する東京電力及び新電力の平均値0.489t-CO₂/千kWh (計画期間中は固定))

3(25) 削減義務率 ②削減義務率と区分の決定方法

- 第1計画期間（2010～2014年度）の削減義務率：8%又は6%（基準排出量比）
- 第2計画期間（2015～2019年度）の削減義務率：17%又は15%（基準排出量比）

●削減義務率

区分		削減義務率 (基準排出量比)	
		第1計画期間	第2計画期間
I-1	オフィスビル等 ^{※1} と熱供給事業所 (「区分I-2」に該当するものを除く)	8%	17%
I-2	オフィスビル等 ^{※1} のうち他人から供給された熱に係るエネルギーを多く利用している ^{※2} 事業所	6%	15%
II	区分I-1、I-2以外の事業所 (工場等 ^{※3})	6%	15%

※1 オフィスビル等（第一区分事業所）

(ア)事務所（試験、研究、設計又は開発のためのものを含む）又は営業所、(イ)官公庁の庁舎、
(ロ)百貨店、飲食店その他の店舗、(リ)旅館、ホテルその他の宿泊施設、(ハ)学校その他の教育施設、
(ニ)病院その他の医療施設、(ホ)社会福祉施設、(ヘ)情報通信施設、(ヘ)美術館、博物館又は図書館、
(コ)展示場、(カ)集会場又は会議場、(キ)結婚式場又は宴会場、(ク)映画館、劇場又は観覧場、
(ケ)遊技場、(ケ)体育館、競技場、水泳プールその他の運動施設、(ク)公衆浴場又は温泉保養施設、
(セ)遊園地、動物園、植物園又は水族館、(ニ)競技場、競輪場、小型自動車競走場又はモーターボート競技場、
(セ)倉庫（冷凍倉庫又は冷蔵倉庫を含む）、(ト)トラックターミナル、(リ)刑務所又は拘留所、(ニ)斎場、(ク)駐車場

※2 事業所の全エネルギー使用量に占める他人から供給された熱に係るエネルギーの割合が20%以上のもの

※3 区分I-1、区分I-2以外の事業所（工場、上下水道、廃棄物処理施設等）

●削減義務率の適用区分の決定及び変更の時期

①基準排出量を決定するとき、②トップレベル事業所の認定申請を行うため基準排出量の決定の前に予め区分を決定する必要があるとき、③基準排出量を変更するとき

●複合用途の事業所における区分の判断基準

・基準期間において区分Iの用途における特定温室効果ガス排出量の合計が、事業所全体の排出量に占める比率が50%を超えている場合、区分Iとする。

※ただし、用途ごとの床面積の比率を、特定温室効果ガス排出量の比率とみなすことができる。

・上記の「基準期間」については、下表に掲げる期間とする。

決定又は変更の時期	基準排出量の算定方法	基準期間
基準排出量を決定するとき	特定温室効果ガス年度排出量の平均の量	平均の量の算定の対象となった全ての年度
	排出活動指標値に排出標準原単位を乗じて得た量	削減義務期間の開始の年度の3年度前から前年度まで
基準排出量の決定の前するとき	—	削減義務期間の開始の年度の3年度前から2年度前まで
基準排出量を変更するとき	—	基準排出量を変更する要因となった状況の変更があった日以後の1年間（区分を早急に決定する必要がある場合においては、6月まで短縮することができる。）

※事業所区域変更に伴う基準排出量の決定は別途

●地域冷暖房等の他人から供給された熱の使用割合の基準

- ・基準排出量を決定するときは、上表の期間と同じ。
- ・基準排出量を変更するときは、変更があった年度の削減義務率は当該年度、変更があった翌年度以降の削減義務率は翌年度を基準期間とする。
- ・基準排出量に変更されないが、他人から供給される熱の大幅な利用形態の変更（地冷への加入／脱退とそれに伴う自己熱源の廃止／増設等）があったときも、基準排出量を変更するとときと同様の基準期間を基に、削減義務率を再決定する。

3(26) 削減義務率 ③新たに削減義務対象となる事業所の取扱い

- 「より大幅な削減を定着・展開する第2計画期間」の特別の配慮として、第2計画期間に新たに削減義務対象となる事業所の削減義務率は、8%又は6%
- 第1計画期間に限り、その途中から削減義務対象となった事業所は、削減義務対象になってから5年間は、第1計画期間の削減義務率を適用（第2計画期間の残りの期間（削減義務対象になってから6年度目以降）は、第2計画期間の削減義務率を適用）

■ 第2計画期間に新たに特定地球温暖化対策事業所（削減義務対象）となる事業所の取扱い

- ✓ 第1計画期間と同等の削減義務率を適用
 - ・ 区分Ⅰー1：基準排出量比8%削減
 - ・ 区分Ⅰー2、区分Ⅱ：基準排出量比6%削減

■ 第1計画期間に限る措置 第1計画期間の途中から特定地球温暖化対策事業所（削減義務対象）になった事業所の取扱い

- ✓ 第1計画期間に限り、その途中から削減義務対象となった事業所については、「特定地球温暖化対策事業所になってから5年間は、第1計画期間の削減義務率を適用」することとする。
- ✓ 第2計画期間の残りの期間（特定地球温暖化対策事業所になってから6年度目以降）は、第2計画期間の削減義務率を適用

<イメージ>

期間	第1計画期間					第2計画期間				
年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
既存事業所	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	17又は15%	17又は15%	17又は15%	17又は15%	17又は15%
第1計画期間途中から削減義務対象の事業所	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	17又は15%	17又は15%	17又は15%	17又は15%
	指定	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	17又は15%	17又は15%	17又は15%
	指定	指定	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	17又は15%	17又は15%
		指定	指定	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	17又は15%
第2計画期間に新たに削減義務対象の事業所			指定	指定	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%
				指定	指定	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%
					指定	指定	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%
						指定	指定	指定	8又は6%	8又は6%
							指定	指定	指定	8又は6%

※表中「指定」とあるのは、削減義務はまだかかっていないものの、指定地球温暖化対策事業所になっていることを示す。

3 (27) 削減義務率 ④電気事業法第27条に関連する緩和措置 (概要)

- 「より大幅な削減を定着・展開する第2計画期間」の特別の配慮として、17%又は15%の削減義務率が適用される事業所のうち、電気事業法第27条の使用制限の緩和措置※ (削減率0%又は5%)の要件を満たす需要設備 (一部除く) に係る特定温室効果ガス排出量が当該事業所の「排出量の1/2以上」である事業所は、第2計画期間に限り削減義務率を緩和

※平成23年経済産業省告示第126号

■都制度で削減義務率の緩和措置の対象となる需要設備

電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所				都制度 の削減義務 率から減ず る程度
告示番号		項目又は詳細説明（抜粋）	削減率	
第1号	ア	医療施設 医薬品製造販売業（製造業） 医薬品卸売販売業 医療機器製造販売業（製造業） 社会福祉施設等	削減率0%	4%
	イ	病院と医学、歯学等の学部や研究所等が主要な施設として一体として立地するもの		
第2号	ア	情報処理システムに係る需要設備 クリーンルーム又は電解施設を有する需要設備	変動率10%未満 削減率0%	4%
			変動率10%以上15%未満 削減率5%	2%
第1号	エ	水道、下水道、揚水機場（都施設を除く。）	削減率5%	2%
	キ	産業廃棄物処理施設		
第2号	エ	一定の冷蔵庫を有する食料・飲料卸売業、定温倉庫、貯蔵槽倉庫、冷蔵倉庫		
	オ	中央・地方卸売市場（都施設を除く。）		
	カ	航空保安施設		
	キ	空港ターミナルビル		
	ク	港湾運送等に係る需要設備		

■都制度で削減義務率の緩和措置の対象とならない需要設備

- ✓ 電気事業法第27条の使用制限の緩和措置として削減率10%の要件を満たす需要設備
- ✓ 電気事業法第27条の使用制限の緩和措置として削減率5%の要件を満たす需要設備のうちの都施設、緩和対象時間帯が限定される需要設備及び発電のためのエネルギー供給等が制限緩和理由である需要設備

● 主な手続き

- ✓ 2011年の国への電気事業法第27条使用制限緩和の申請の有無にかかわらず、第2計画期間の状況で、都制度の削減義務率の緩和対象となるかを確認 (検証不要)
 - ✓ 第2計画期間のある年度の状況が「電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置」の要件を満たし、削減義務率の緩和措置を受ける場合は、翌年度の計画書提出の際に「電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置に係る確認書」及び根拠書類※1を提出
 - ✓ 都は要件確認後に、当該事業者へ削減義務率緩和の程度をお知らせ※2
 - ✓ 削減義務率の緩和は、提出前年度 (要件を満たした年度) のみに適用
 - ✓ 引き続き削減義務率の緩和措置を受ける場合は、毎年度同様の手続が必要
- ※1 需要設備を確認する資料、需要設備の要件確認や排出量の1/2以上を確認するための根拠資料を添付する。
ただし、2回目以降の提出において、前回は提出時から需要設備の状況に変化がない場合は根拠資料の添付は不要。
- ※2 削減義務率緩和の程度が変更となった場合に限る。

<2015年度に要件を満たした場合の例>

- 翌2016年度の計画書提出の際に必要な書類を提出
- 都から要件が確認されれば、2015年度の削減義務率が緩和
- 2016年度以降も要件を満たせば、同様の手続を2017年度以降に実施

<イメージ>

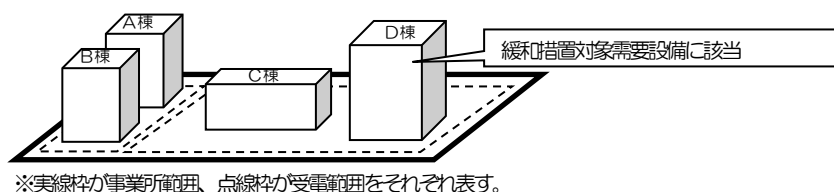
年度 事項	第2計画期間				
	2015	2016	2017	2018	2019
	「電気事業法第27条の緩和対象需要設備が排出量の1/2以上」に該当	→ ①計画書に添付し、提出	以降、毎年度同様		

3(28) 削減義務率 ⑤電気事業法第27条に関連する緩和措置(確認方法等)

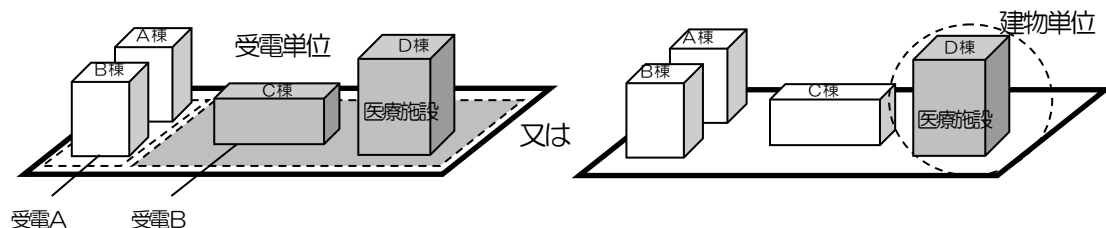
- 電気事業法第27条の使用制限の緩和措置(削減率0%又は5%)の要件を満たす需要設備(一部除く。)と「排出量の1/2以上」であるかは以下の手順によって判断し、要件を満たす場合に事業所全体の削減義務率を緩和

■「需要設備」及び「排出量1/2以上」の確認方法

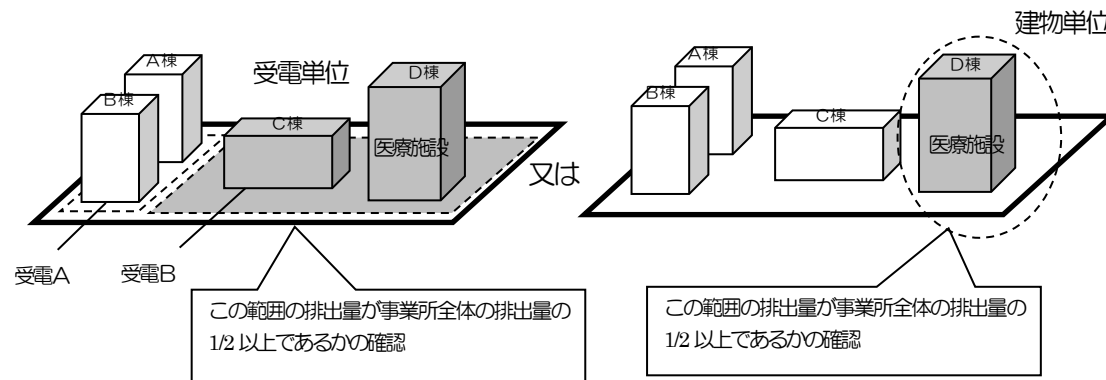
手順① 電気事業法第27条の使用制限の緩和措置対象に該当する需要設備の有無を確認



手順② 当該需要設備(主たる設備)が、受電単位又は建物単位で電気事業法第27条の使用制限の緩和措置要件を満たすか確認



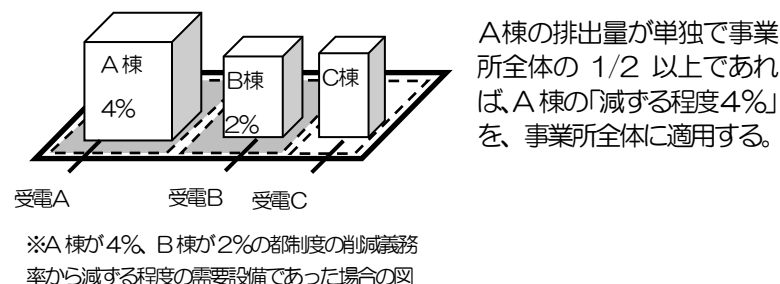
手順③ 当該需要設備の要件を満たすことが確認された範囲の排出量が「事業所全体の1/2以上」であるか確認 (排出量を把握できない場合は、床面積の大きさによって確認)



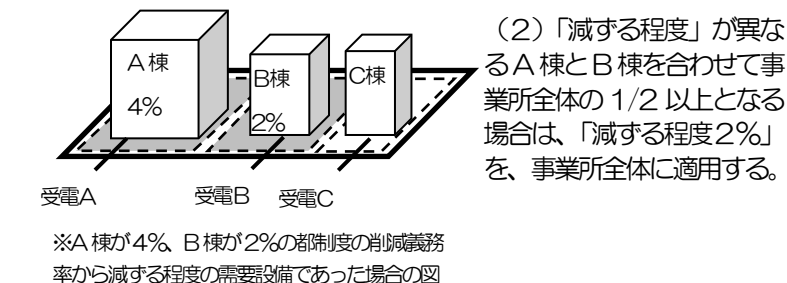
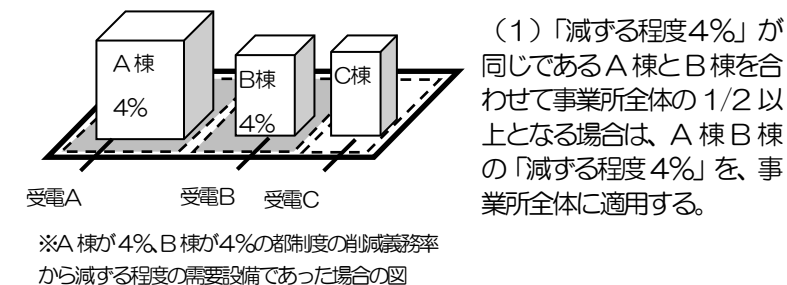
※ 第2号ア 情報処理システムに係る需要設備、クリーンルーム又は電解施設を有する需要設備情報は受電単位のみ

■都制度の削減義務率から減ずる程度

●要件を満たす需要設備の範囲が1つで事業所全体の排出量の1/2以上の場合



●要件を満たす需要設備の範囲が2つ以上で事業所全体の排出量の1/2以上の場合



なお、上記3つの図は、受電単位の例であるが、建物単位でも同様である。

3 (29) 削減義務率 ⑥事業所区域の変更 (削減義務率と適用区分)

- 削減義務率の適用区分は、新指定事業所の用途等を基に新たに決定する。
- 新指定事業所の事業所区域に、特定地球温暖化対策事業所であった旧指定事業所の全部又は一部が含まれる場合は、旧指定事業所が最も早く特定地球温暖化対策事業所になってから5年間は第1計画期間に適用される削減義務率を適用する。第2計画期間の残りの期間は第2計画期間の削減義務率を適用する。
- 新指定事業所が事業所区域変更した後に、新たに特定地球温暖化対策事業所になる場合は、第1計画期間と同等の削減義務率を適用する。
- 新指定事業所の事業所区域に、優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所）であった旧指定事業所の全部又は一部が含まれる場合においても、優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所）の認定及び削減義務率の減少は継続しない。

■ (例) 2017年度に申請を行った場合

		第1計画期間					第2計画期間				
		2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度 ▽申請	2018年度	2019年度
① A事業所 → a事業所、b事業所											
旧指定事業所	A事業所	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	17又は15%	17又は15%	⇒義務履行確認後、指定の取消し		
新指定事業所	a事業所							新規指定⇒	17又は15%	17又は15%	17又は15%
	b事業所							新規指定⇒	17又は15%	17又は15%	17又は15%
② A事業所 → a事業所、b事業所											
旧指定事業所	A事業所		指定	指定	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%	⇒義務履行確認後、指定の取消し		
新指定事業所	a事業所							新規指定⇒	8又は6%	8又は6%	17又は15%
	b事業所							新規指定⇒	8又は6%	8又は6%	17又は15%
③ A事業所、B事業所 → a事業所											
旧指定事業所	A事業所	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	17又は15%	17又は15%	⇒義務履行確認後、指定の取消し		
	B事業所		指定	指定	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%	⇒義務履行確認後、指定の取消し		
新指定事業所	a事業所							新規指定⇒	17又は15%	17又は15%	17又は15%
④ A事業所、B事業所 → a事業所											
旧指定事業所	A事業所							指定	⇒指定の取消し		
	B事業所						指定	指定	⇒指定の取消し		
新指定事業所	a事業所							新規指定⇒	指定	8又は6%	8又は6%

3 (30) 優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所） ①概要

- 「地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所（優良特定地球温暖化対策事業所）」として、「知事が定める基準」に適合すると知事が認めたとき、当該対象事業所の削減義務率を地球温暖化の対策の推進の程度に応じて軽減
- 優良特定地球温暖化事業所には、その程度に応じて次の2種類がある。
 - ・地球温暖化対策推進の程度が極めて優れた事業所 ⇒トップレベル事業所に認定（削減義務率を1/2に減）
 - ・地球温暖化対策推進の程度が特に優れた事業所 ⇒準トップレベル事業所に認定（削減義務率を3/4に減）
- 対象事業所は、自らの事業所が「知事が定める基準」に適合すると判断したとき、基準への適合状況等の確認を行う「登録検証機関」の「検証結果」を添えて、当該基準に該当する旨を知事に9月末までに申請
- 「優良特定地球温暖化対策事業所」の認定後、基準への適合状況が維持されているかについての確認を定期的の実施

知事が定める基準

- ・トップレベル認定基準（区分Ⅰに該当する事業所向け）
- ・トップレベル認定基準（区分Ⅱに該当する事業所向け）

■評価項目：多様な用途、業種の複数の事業所に対する試験実施結果を踏まえ、事業所の実態や特性等の違いを考慮し、下表のとおり作成

■評価分類：評価項目は、重要度や難易度等を考慮して以下に分類

◎必須項目：全ての認定申請事業所において評価の対象。トップレベル事業所等が必ず取り組むべきもの

○一般項目：全ての認定申請事業所において評価の対象。トップレベル事業所等が優先的に取り組むべきもの

＋加点項目：認定申請事業所において取組を行っているとき、評価の対象とするもの

（◎、○、＋の記号は、優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドラインで定める、それぞれの評価項目を示す。）

評価区分	区分Ⅰ （事務所等）			区分Ⅰ （DHC）			区分Ⅱ （工場他）			区分Ⅱ （上水道施設）			区分Ⅱ （下水道施設）			区分Ⅱ （廃棄物処理施設）		
	必須	一般	加点	必須	一般	加点	必須	一般	加点	必須	一般	加点	必須	一般	加点	必須	一般	加点
I 一般管理事項	17	4	2	17	3	2	17	4	2	17	4	2	17	4	2	17	4	2
II 建物及び設備性能に関する事項	25	39	51	20	30	39	14	51	133	13	28	101	17	41	102	15	32	106
III 事務所及び設備の運用に関する事項	14	53	8	11	44	8	32	49	50	22	40	32	22	39	35	23	33	32
小計	56	96	61	48	77	49	63	104	185	52	72	135	56	84	139	55	69	140
計	213			174			352			259			279			264		
必須＋一般	152			125			167			124			140			124		

■採点基準

「必須項目」と「一般項目」を合わせて100点満点となるよう設定。

さらに「加点項目（上限20点）」を設定し、水準に適合する場合は加算する。

- ・「必須項目」「一般項目」「加点項目」の合計が80点以上※1 ⇒「トップ事業所」の認定水準
- ・「必須項目」「一般項目」「加点項目」の合計が70点以上※2 ⇒「準トップ事業所」の認定水準

※1 必須項目における評価点が0点の項目が1つも無いことが条件

※2 必須項目における評価点が0点の項目が4以内であること（2012年度以前に竣工した事業所）が条件

■「必須項目」設定の考え方

- ・トップレベル事業所等には、継続的に削減対策を行うための推進体制等の整備、設備の管理業務等が十分に行われていること
- ・トップレベル事業所等には、現時点で実用段階にある高効率機器が導入されていること

■各評価項目の得点

- ・各評価項目の得点＝評価点×重み係数
- ・評価点は、取組状況に応じて0点から1点に設定している。

■「重み係数」設定の考え方

- ・設備のエネルギー消費量の大小に応じて設定
- ・対策の省エネルギー効果の程度に応じて設定
- ・「Ⅲ 設備及び事業所の運用に関する事項」を重視した設定

■トップレベル事業所の検証を実施する登録検証機関（検証主任者の要件）

下の枠内に示す資格を有し、かつ、それぞれの登録区分に属する事業所に対する省エネルギー・CO₂削減に関する診断、コンサルティング又はコミショニング業務に3年以上従事

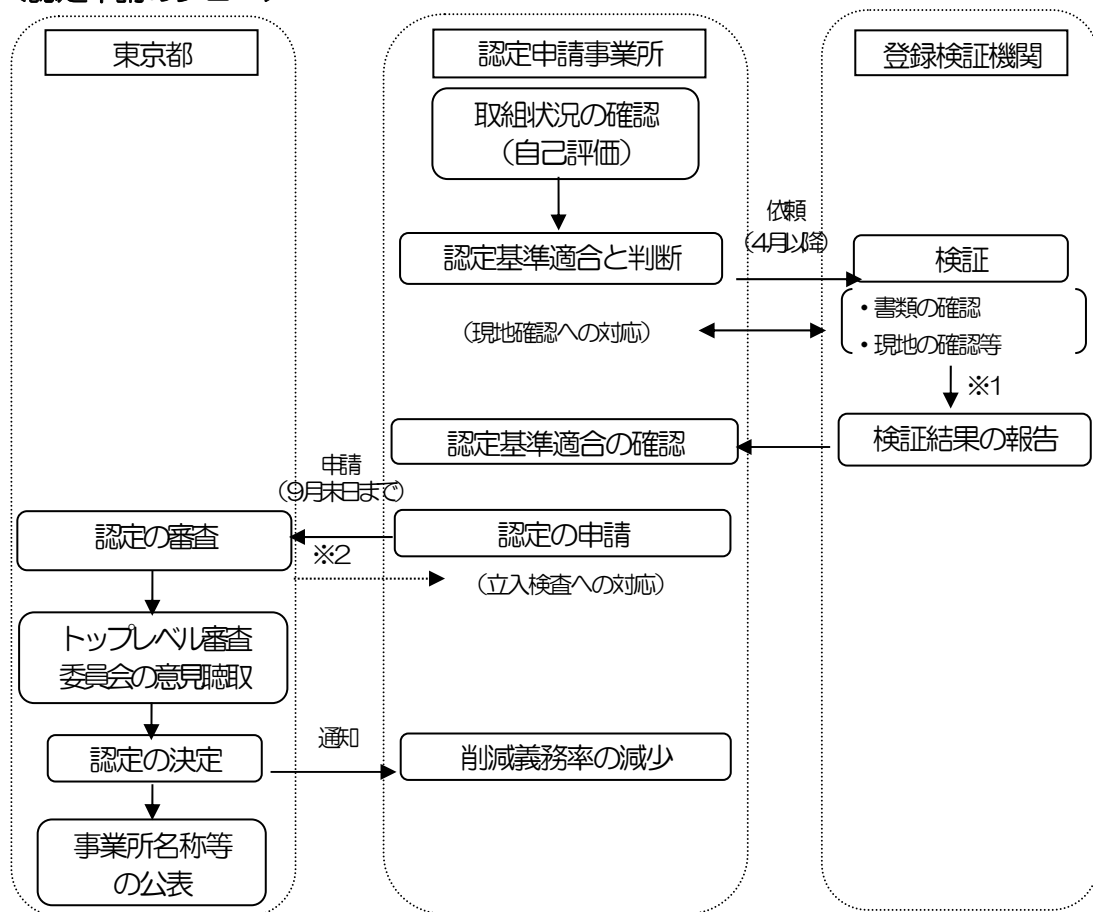
エネルギー管理士、設備設計一級建築士、建築設備士又は技術士（電気電子、機械、衛生工学、総合技術監理（電気電子、機械、衛生工学））

3（31）優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所） ②認定申請

<認定申請の流れ>

- 対象事業所において、削減対策の取組状況が認定基準に適合すると判断した場合、自己評価の上、検証機関の検証結果を添付して都に申請
- 都は、申請内容をチェックし、専門家によるトップレベル審査委員会の意見を踏まえ、認定の決定を行う。
- 認定を受けた事業者は、2年度目（認定された年度の翌年度）以降は、毎年6月末までに、取組状況の報告を都に提出（検証は不要）

<認定申請のフロー>



※1 評価書等の内容を検証後に修正する場合は、再検証を行う。

※2 立入検査は、必要に応じて実施する。

<認定申請に係る評価期間について>

- 検証の結果、評価書の総合得点が認定水準を満足しているときは、9月末日までに削減義務率減少申請書に、評価書等を添えて申請を行う。
- I 一般管理事項及び、Ⅲ 事業所及び設備の運用に関する事項は、申請の前年度の年間実績で評価する。Ⅱ 設備及び事業所の性能に関する事項は、申請の前年度末の時点の状況で評価する。

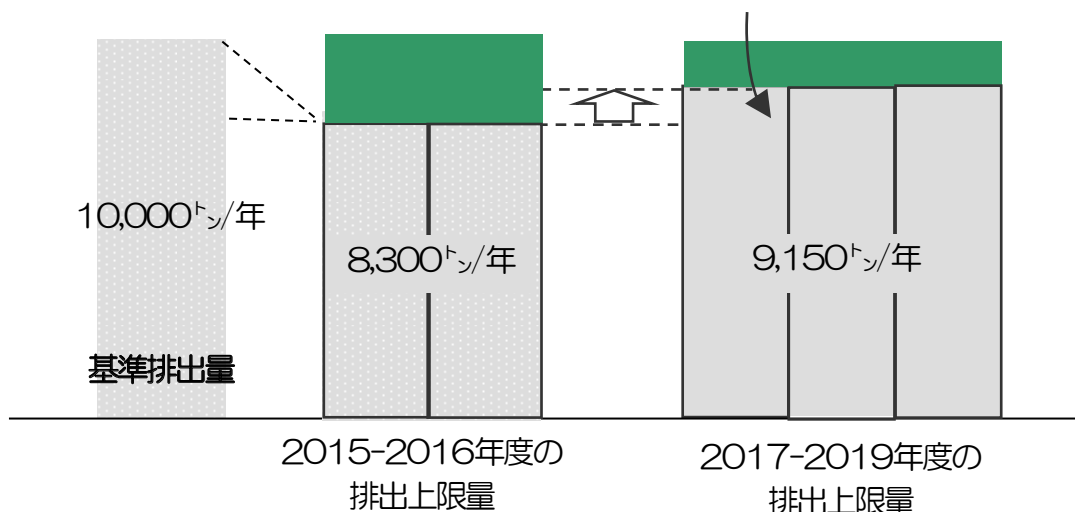


3(32) 優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所） ③削減義務率

- 優良特定地球温暖化対策事業所と認定された場合、認定された年度以降の削減義務率が減少される。
(原則、当該計画期間中有効 ※。ただし、取組の程度が低下したときは、認定の取消又は変更（降格）が実施される。)

(例) 2017年度から義務率1/2のトップレベル事業所と認定された場合

2017年度以降の削減義務率が1/2 ※



〔総量削減義務履行の状態〕

- 「基準排出量」：10,000ト/年、● 通常の削減義務率：▲17%削減 の場合

①2015-16 年度（2年間）：16,600ト（8,300ト/年（10,000ト/年×▲17%）× 2年間）
②2017-19 年度（3年間）：27,450ト（9,150ト/年（10,000ト/年×▲8.5%）× 3年間）
⇒ 5年間の排出量の合計を、44,050ト以下に（排出上限量が、41,500トから44,050トに）

※認定された年度が属する計画期間終了年度まで有効

■2年度目以降の認定の継続、降格、取消し

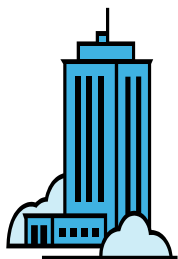
2年度目（認定された年度の翌年度）以降毎年度、事業者は、基準への適合状況について報告しなければならない（登録検証機関による検証は不要）。そのときの総合得点等によって、下表のとおり取り扱われる。

総合得点 取組状況 の評価点◆	水準が上がる場合 ①「70点以上80点未満」から「80点以上」に	水準が変わらない場合 ①「70点以上80点未満」のまま ②「80点以上」のまま	水準が下がる場合 ①「80点以上」から「80点未満」に ②「70点以上80点未満」から「70点未満」に
上がる場合	次のいずれかを選択 ・「準トップ」のまま認定を継続する	・認定の継続	・認定の継続
変わらない場合	・「準トップ」から「トップ」への変更申請を行う（登録検証機関による検証が必要）	☆取組程度は低下していないが、エネルギー消費先比率の変化などにより総合得点の水準が下がる場合は、降格・取消しを行わない。	
下がる場合	☆取組程度が低下し、かつ、総合得点の水準が下がったときは、降格・取消しがある。		・「トップ」から「準トップ」への降格又は認定の取消し

- ◆ 取組状況の評価点の合計について、2年度目（認定された年度の翌年度）以降の報告と認定された年度の4月1日時点における値とを比べて、「上がる」「下がる」を判断する。

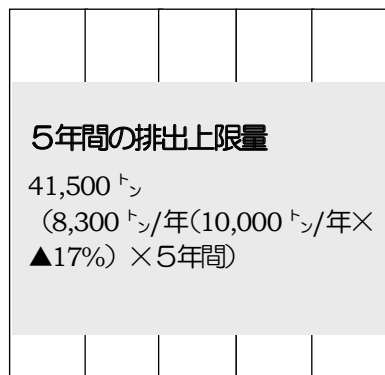
3 (33) 総量削減義務の履行手段 ①概要

■第2計画期間の削減義務率が「▲17%削減」の事業所の場合(例)



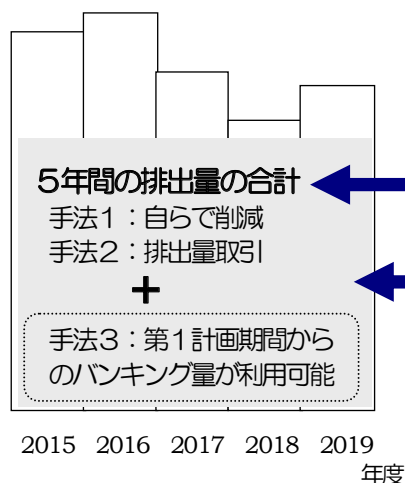
(例)

- 基準排出量：10,000トン/年
(第2期の排出係数で再計算後の値)
(2002-2007年度のうち、いずれか連続する3か年度
平均値で設定)
- 第2計画期間の削減義務率：17%



(削減計画期間：5年間)

≧
削減義務履行



1. 自らで削減

○高効率なエネルギー消費設備・機器への更新や運用対策の推進など（「燃料・熱・電気の使用量」を削減する対策）

○「低炭素電力・熱の選択の仕組み」

事業所の「低炭素電力・熱の供給事業者」選択行動を促すため、都が認定するCO₂排出係数の小さい供給事業者から電気・熱を調達した場合に、CO₂削減相当として認める仕組みを新たに導入

2. 排出量取引

①超過削減量

他の削減義務対象事業所が、削減義務量を超えて削減した量
(基準排出量の1/2を超えない範囲のものに限る。)

②都内中小クレジット(都内削減量)

都内中小規模事業所の省エネ対策による削減量

③再エネクレジット(環境価値換算量・その他削減量)

再生可能エネルギーの環境価値
(太陽光(熱)、風力、地熱、水力(1000kW以下)については、1.5倍換算)

④都外クレジット(都外削減量)

都外大規模事業所の省エネ対策による削減量
(削減義務に利用できるのは、削減義務量の1/3まで)

⑤埼玉連携クレジット(その他削減量)

埼玉県目標設定型排出量取引制度により創出された埼玉県の超過削減量及び
県内中小クレジット

3. 第1計画期間からのバンキング量

第1計画期間の超過削減量やクレジットを、第2計画期間の削減義務に利用することができる。(第3計画期間へのバンキングはできない)

3（34） 総量削減義務の履行手段 ②設備更新等のタイミングに柔軟に対応できる義務履行手段

- 削減義務の履行は、「自らの事業所での削減」を基本とするため、対象事業所においては、自らの事業所における早期の省エネ対策等の実施が望ましい。しかし、排出量取引の実施を制約するものではない。
- 対象事業所は、削減計画期間ごとの削減義務の達成方法を、「自らの事業所での削減」で行うか、「排出量取引で削減量を調達」するか、また、両者の活用によって行うかなど、自らで選択可能
- 削減義務の達成手段は、企業が有する設備更新計画や総合的な対策コスト等を踏まえて、柔軟に判断・選択することが可能

■各事業所の設備更新等のタイミングに柔軟に対応できる義務履行手段

年度	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019
	第1計画期間					第2計画期間				

①第1計画期間で大幅な設備更新を行う場合

- 設備更新等の実施で、義務履行
（削減義務以上の削減実績をあげた場合）

削減実績の繰り越し

※削減実績を次期計画期間へ繰り越し
（バンキング）することが可能

②第2計画期間で大幅な設備更新を行う場合

- 第1計画期間は、
排出量取引で削減量の不足分を調達
し、義務履行

- 設備更新等の実施で、義務履行
（削減義務以上の削減実績をあげた場合）

削減実績の繰り越し

- 設備更新等のタイミングは、経営判断として事業者で決定
- 設備更新計画や総合的な対策コストを踏まえ削減義務の履行を、「自らの事業所での削減」で行うか、「排出量取引で削減量を調達」するか、両者の活用により行うか、自らで選択可能

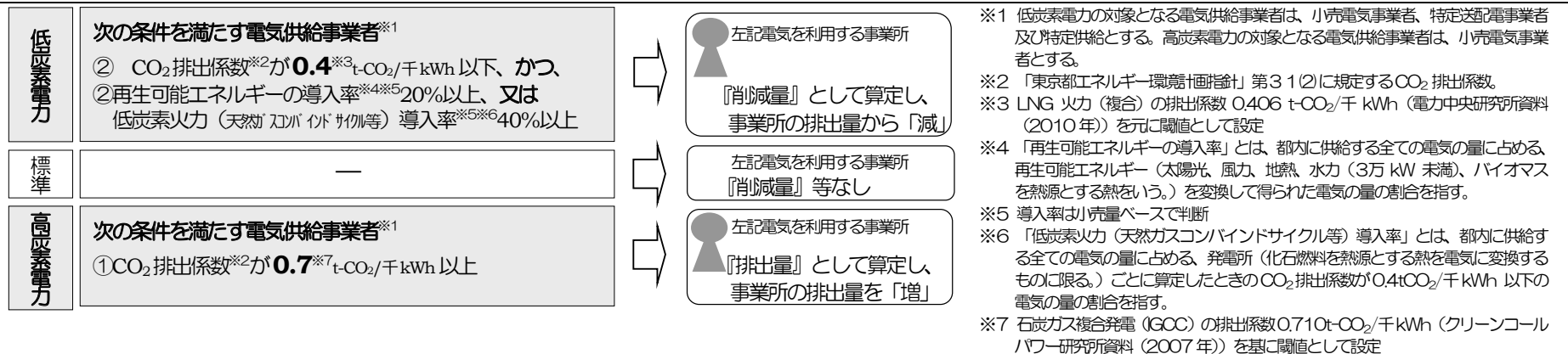
※削減義務の履行は「自らの事業所での削減」を基本とすることを努めていただきますが、「排出量取引」の実施を制約するものではありません。

企業の設備更新計画等を踏まえ、削減義務の履行手段は、柔軟に選択いただいて結構です。

3（35） 総量削減義務の履行手段 ③低炭素電力の選択の仕組み

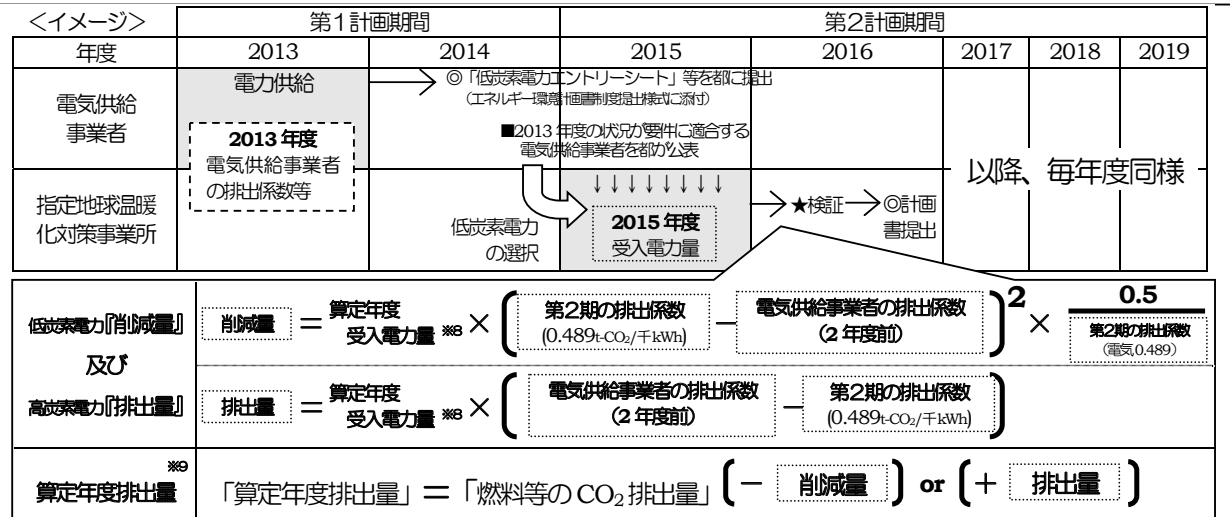
- 事業所の省エネ努力によるCO₂削減効果を評価するため、事業所のCO₂排出量の算定に当たっては、都が規定したエネルギー種別ごとのCO₂排出係数を、計画期間中、固定して計算することとしている。
（例）どの電気事業者から電気の供給を受けていても、都が設定した電気のCO₂排出係数を使用。係数を毎年変動させることは行わない。
- 第2計画期間では、事業所の「低炭素電力の供給事業者」選択行動を促すため、都が認定するCO₂排出係数の小さい供給事業者から電気を調達した場合に、CO₂削減相当として認める仕組みを新たに導入。

●「低炭素電力の選択の仕組み」（イメージ）



● 「削減量」、「排出量」及び「算定年度排出量」の算定

- ✓ 事業所における削減義務達成を計画化しやすくするため、排出係数が確定・公表されている2年度前の電気供給事業者の排出係数等により削減量等を算定
- ✓ 「低炭素電力」又は「高炭素電力」に該当する電気供給事業者は、毎年度、都が公表（東京都エネルギー環境計画制度における公表値をもとに）
- ✓ 算定された削減量等は、計画書に添付する特定温室効果ガス排出量算定報告書に記載し、検証機関による検証を受けた後に、11月末までに東京都に提出する。



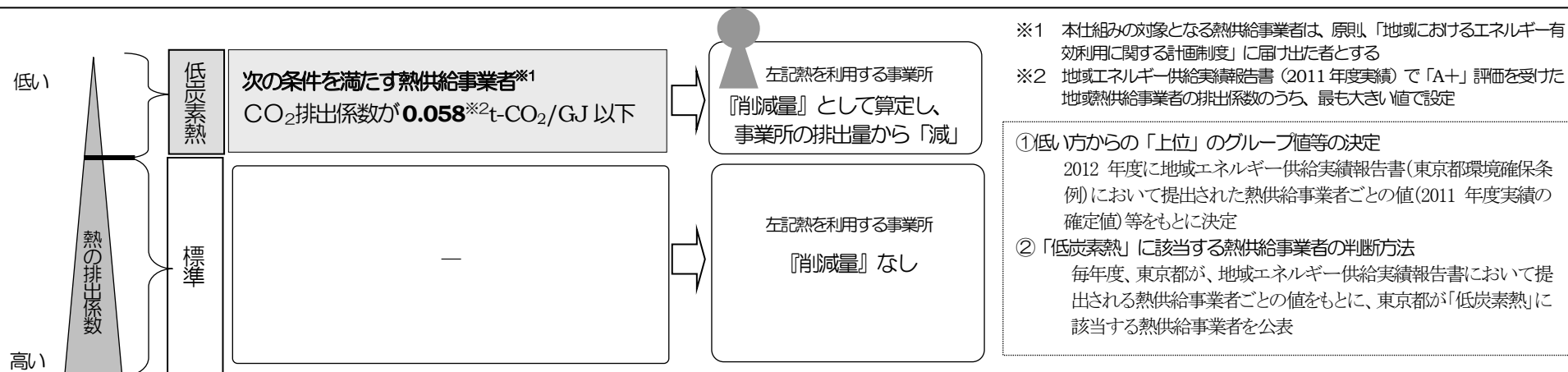
※8 年度の途中で電気供給事業者を変更した場合：低炭素電力又は高炭素電力の要件に該当する電気供給事業者からの受入電力量分に応じた削減量又は排出量を算定（複数の電気供給事業者から電力供給を受ける場合も同様）

※9 基準排出量の算定においては、低炭素電力による削減量を減じたり、高炭素電力による排出量を増じたりはしない

3(36) 総量削減義務の履行手段 ④低炭素熱の選択の仕組み

- 事業所の省エネ努力によるCO₂削減効果を評価するため、事業所のCO₂排出量の算定に当たっては、都が規定したエネルギー種別ごとのCO₂排出係数を、計画期間中、固定して計算することとしている。
(例) どの熱供給事業者から熱の供給を受けていても、都が設定した熱のCO₂排出係数を使用。係数を毎年変動させることは行わない。
- 第2計画期間では、事業所の「低炭素熱の供給事業者」選択行動を促すため、電気の「低炭素電力の選択の仕組み」と同様に、都が認定するCO₂排出係数の小さい供給事業者から熱を調達した場合に、CO₂削減相当として認める仕組みを新たに導入

●「低炭素熱の選択の仕組み」(イメージ)



●「削減量」及び「算定年度排出量」の算定

- ✓ 事業所における削減義務達成を計画化しやすくするため、排出係数が確定している2年度前の地域熱供給事業者の排出係数等により削減量を算定
- ✓ 「低炭素熱」に該当する熱供給事業者は、毎年度、都が公表(地域エネルギー供給実績報告書における公表値等をもとに)
- ✓ 熱供給事業者の排出係数は、「低炭素電力等の選択の仕組み」及び「高効率コジェネ受入評価」を加味せず算定
- ✓ 算定された削減量は、計画書に添付する特定温室効果ガス排出量算定報告書に記載し、検証機関による検証を受けた後に、11月末までに東京都に提出する。

<イメージ>		第1計画期間			第2計画期間			
年度		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
熱供給事業者	熱供給	熱供給事業者の 排出係数等	◎「低炭素熱エントリーシート」等を都に提出 (地域エネルギー供給実績報告書に添付) ■2013年度の状況が要件に適合する 熱供給事業者を都が公表			以降、毎年度同様		
指定地球温暖化対策事業所			低炭素熱の 選択	2015年度 受入熱量	★検証→◎計画 書提出			

「2年度前の熱供給事業者の排出係数等」及び「算定年度受入熱量」をもとに、都規定の方法によって「削減量」を算定（一定の利用上限を設定）

削減量	=	算定年度 受入熱量	※3	×	<table><tr><td>第2期の排出係数 (0.060 t-CO₂/GJ)</td><td>-</td><td>熱供給事業者の排出係数 (2年度前)</td></tr></table>	第2期の排出係数 (0.060 t-CO ₂ /GJ)	-	熱供給事業者の排出係数 (2年度前)	） ² ×	0.5	第2期の排出係数 (0.060 t-CO ₂ /GJ)
第2期の排出係数 (0.060 t-CO ₂ /GJ)	-	熱供給事業者の排出係数 (2年度前)									

算定年度排出量	※4	「算定年度排出量」=「燃料等のCO ₂ 排出量」-	削減量
---------	----	--------------------------------------	-----

※3 低炭素熱と低炭素熱の要件に該当しない熱の受入が混在する場合：低炭素熱の要件に該当する熱供給事業者等からの受入熱量分の削減量を算定

※4 基準排出量の算定においては、低炭素熱による削減量を減しない

3 (37) 総量削減義務の履行手段 ⑤高効率コジェネの取扱い

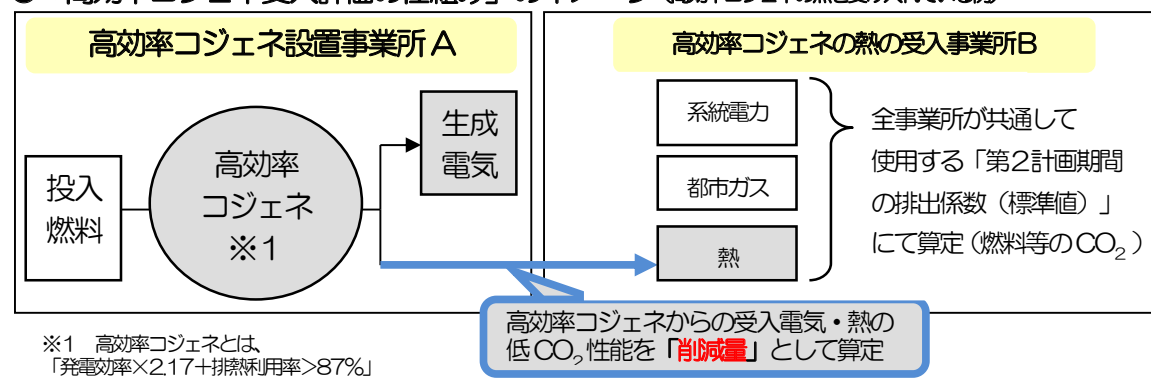
- 高効率コジェネ利用による省エネ・省 CO₂ 評価：第2計画期間における新たな電気の CO₂ 排出係数により、高効率コジェネの省エネ・省 CO₂ 効果が評価されるため、第1計画期間で実施している、排出量の補正は実施しない。
- 「高効率コジェネ受入評価の仕組み」：他の事業所の高効率コジェネから受け入れる電気・熱の排出係数の低さを、一定の範囲で受入事業所の排出量算定に反映させることができる仕組みを新たに導入

		第1計画期間	第2計画期間
コジェネの設置事業所	高効率コジェネ利用による省エネ・省 CO ₂ 評価	●高効率コジェネの要件^{※1}（都規定）に適合すれば、「削減量」を算定（算定年度排出量から「削減量」を減ずる。） Step① 高効率コジェネの要件^{※1}への適合の確認 Step② ガイドラインに従い、「削減量」算定 Step③^{※2} 算定年度排出量＝燃料等の CO₂ － 「削減量」 ※2 基準年度排出量からも減ずる。	第2計画期間の新たな電気の CO₂ 排出係数により、高効率コジェネの省エネ・省 CO₂ 効果が評価されるため、第1計画期間で実施している、排出量の補正は実施しない^{※3}。 Step — Step — Step — ※3 算定年度排出量及び基準年度排出量ともに排出量の補正は実施しない。
	コジェネ電気・熱の外部供給分のマイナスカウント	●全てのコジェネに対して、外部供給分の CO₂ 排出量をマイナスカウント Step — Step① ガイドラインに従い、「外部供給分」算定 Step②^{※2} 算定年度排出量＝燃料等の CO₂ － 「外部供給分」	●第1計画期間と同じ Step — Step① ガイドラインに従い、「外部供給分」算定 Step②^{※2} 算定年度排出量＝燃料等の CO₂ － 「外部供給分」
コジェネ電気又は熱の受入事業所	高効率コジェネから受け入れている電気・熱の低 CO ₂ 性能を評価	Step — Step — Step — ●受入元の別によらず、都規定の排出係数を用いて算定	「高効率コジェネ受入評価の仕組み」 他の事業所の高効率コジェネから受け入れる電気・熱の排出係数の低さを、一定の範囲で受入事業所の排出量算定に反映させることができる仕組みを新たに導入 Step①要件確認 高効率コジェネの要件^{※1}への適合 & 当該コジェネ係数が第2計画期間の排出係数(都規定)未達など Step② ガイドラインに従い、「削減量」算定 Step③ 算定年度排出量＝燃料等の CO₂ － 「削減量」

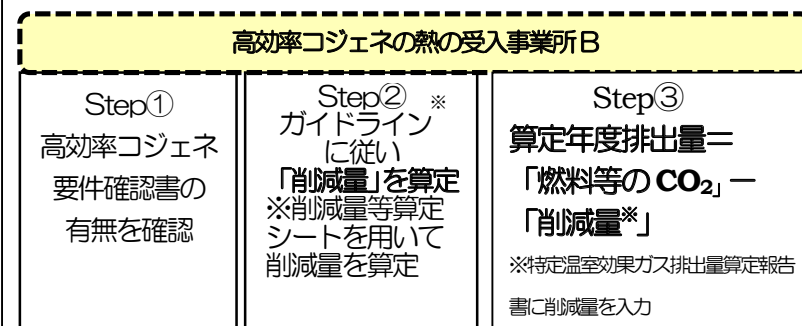
※1 高効率コジェネの要件は、「発電効率×2.17＋排熱利用＞87%」であること。

3(38) 総量削減義務の履行手段 ⑥高効率コジェネ受入評価の仕組み

●「高効率コジェネ受入評価の仕組み」のイメージ (高効率コジェネの熱を受け入れている例)



●手順



●「高効率コジェネ受入評価の仕組み」に必要な供給事業者の要件

- ✓ 高効率コジェネの電気又は熱の供給事業者が、次の要件を全て満たした場合に限り、受入側は「高効率コジェネ受入評価の仕組み」にて算定することができる。
- ✓ ただし、「低炭素電力等の選択の仕組み」の要件に該当する供給事業者として都が公表する供給事業者である場合は「高効率コジェネ受入評価の仕組み」では算定できない。(併用不可)

	「高効率コジェネ受入評価の仕組み」の要件
電気	①高効率なコジェネ※1であること。 ②当該コジェネの電気の排出係数が、第2計画期間の電気の排出係数(0.489 t-CO ₂ /千kWh)未満であること。 ③自営線で指定地球温暖化対策事業所に電力供給していること。 ④全供給電力量の1/2以上が自社コジェネによるものであること。 ⑤高炭素電力でないこと。
熱	①高効率なコジェネ※1であること。 ②当該コジェネの熱の排出係数が、第2計画期間の熱の排出係数(0.060 t-CO ₂ /GJ)未満であること。 ③全供給熱量の1/2以上が自社コジェネによるもの※2であること。 ④熱供給が本来業務である場合は、熱のエネルギー効率が「地熱地熱区域の指定取消しの基準」以上であること。

※1 高効率コジェネとは、「発電効率×2.17+排熱利用率>87%」

※2 コジェネ熱をそのまま供給する場合に限る(冷水等に変換等して供給する場合を除く。)

●「削減量」及び「算定年度排出量」の算定

- ✓ 事業所における削減義務達成を計画化しやすくするため、排出係数が確定している2年度前の当該コジェネの状況を基に、高効率コジェネの要件確認及び削減量を算定
- ✓ 算定された削減量は、計画書に添付する特定温室効果ガス排出量算定報告書に記載し、検証機関による検証を受けた後に、11月末までに東京都に提出する。

期間	第1計画期間		第2計画期間				
年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
高効率コジェネ設置事業所 A※3	電気又は熱の供給 2013年度 電気又は熱の排出係数等	→★検証→ ◎「高効率コジェネ要件確認書」等提出 (計画書に添付) ■都が要件適合を確認		◎写しを提出	以降、	毎年度同様	
コジェネ電気又は熱の受入事業所 B		高効率コジェネの電気又は熱の受入れ	2015年度 受入電力量又は熱量	→★検証→ ◎計画書提出			

※3 高効率コジェネ設置事業所が指定地球温暖化対策事業所の場合

削減量※5		「2年度前の電気又は熱の排出係数等」及び「算定年度の受入電力量又は熱量」をもとに、都規定の方法によって「削減量」を算定	
削減量		$\text{削減量} = \text{算定年度電気又は熱のCGS受入量} \times \left[\text{第2期の排出係数※4} - \text{電気又は熱のCGS排出係数(2年度前)} \right]^2 \times 0.5$	
算定年度排出量※6		「算定年度排出量」＝「燃料等のCO ₂ 」－削減量	

※4 電気の削減量算定の場合は電気の係数で、熱の場合は熱の係数で算定する。

※5 「高効率コジェネ受入評価の仕組み」では、受入事業所の基準年よりあとに、供給者がコジェネを新たに設置し供給した場合は、削減量＝受入量×(第2期の電気又は熱の排出係数－電気又は熱の供給者の排出係数)にて算定することができる。(ただし、区分1-2の事業所が、熱の受入で削減量を算定する場合には、基準排出量の2%分を削減量から減ずる。)

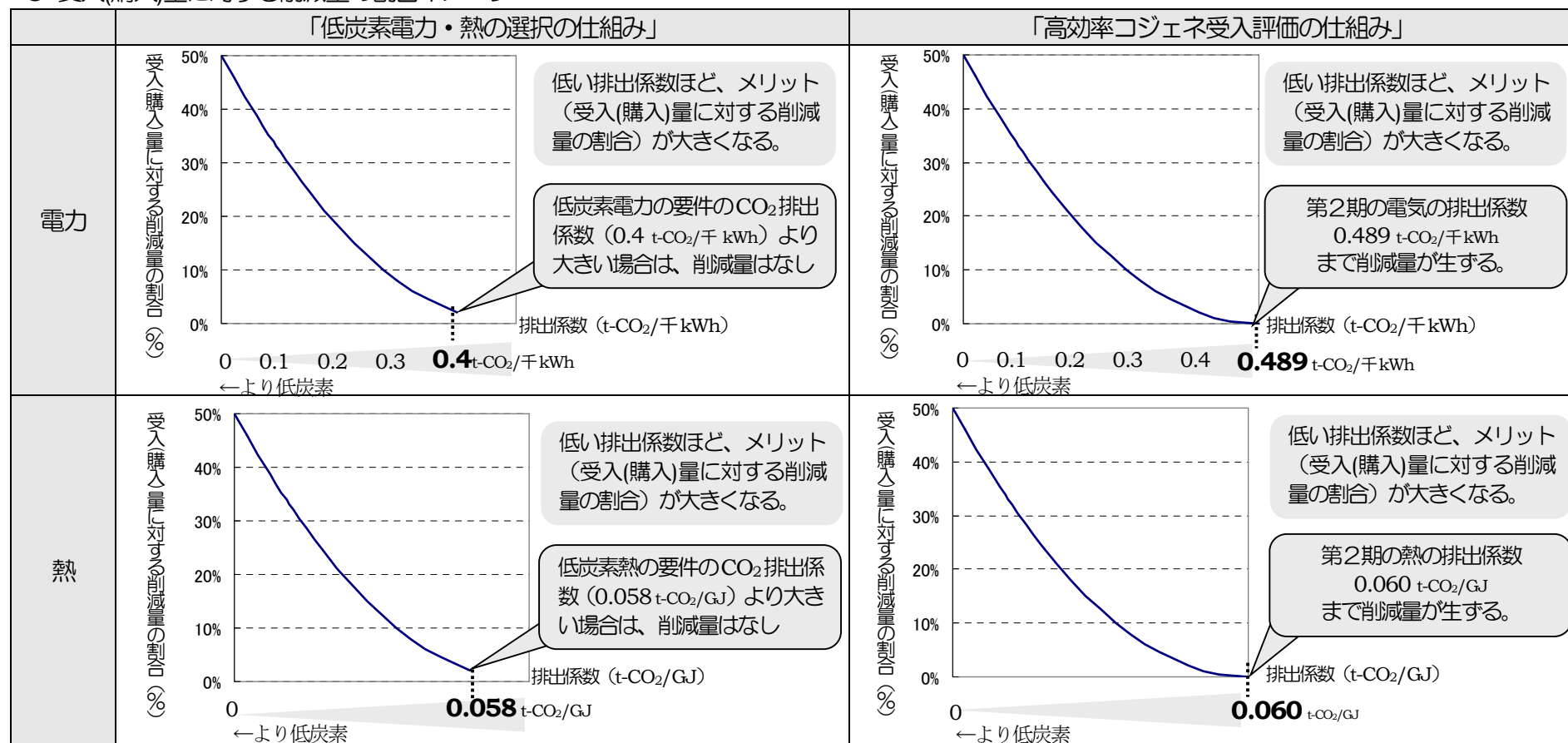
※6 基準排出量の算定においては、高効率コジェネレーションシステムからの電気及び熱の受入れに関する削減量を減じない。

3（39） 総量削減義務の履行手段 ⑦低炭素電力・熱の選択、高効率コジェネからの受入に対する削減量

● 削減量の算定式・・・2年度前の供給事業者の排出係数と算定年度の受入（購入）量をもとに削減量を算定

$$\text{削減量} = \begin{array}{c} \text{算定年度} \\ \text{受入(購入)量} \\ \vdots \\ \text{事業所ごとの値} \end{array} \times \left[\begin{array}{c} \text{第2期の排出係数} \\ \text{(電気0.489t-CO}_2\text{/千kWh} \\ \text{又は熱0.060t-CO}_2\text{/GJ)} \end{array} - \begin{array}{c} \text{電気又は熱の} \\ \text{供給者の排出係数} \\ \text{(2年度前)} \\ \vdots \\ \text{第2期の排出係数} \\ \text{(電気0.489t-CO}_2\text{/千kWh} \\ \text{又は熱0.060t-CO}_2\text{/GJ)} \\ \text{供給者ごとの値} \end{array} \right]^2 \times 0.5$$

● 受入(購入)量に対する削減量の割合イメージ



※ 「高効率コジェネ受入評価の仕組み」では、受入事業所の基準年よりあとに、供給者がコジェネを新たに設置し供給した場合は、 $\text{削減量} = \text{受入量} \times (\text{第2期の電気又は熱の排出係数} - \text{電気又は熱の供給者の排出係数})$ にて算定することができる。（ただし、区分I-2の事業所が、熱の受入で削減量を算定する場合には、基準排出量の2%分を削減量から減ずる。）

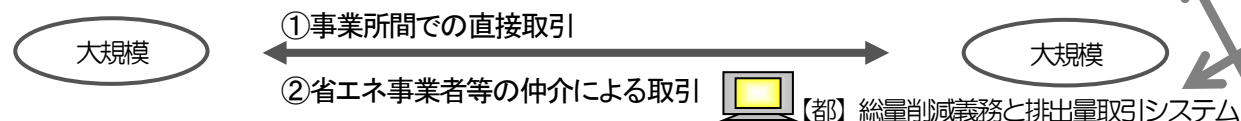
3(40) 排出量取引 ①全体

●排出量取引は、都の削減量口座簿が稼動する2011年4月から開始

●排出量取引の詳細については、排出量取引運用ガイドラインを参照のこと

①削減量口座簿の仕組み(口座開設の手続)、②クレジット発行、移転の手続、③円滑な制度運用に向けた都の取組などが記載されている。

1. 超過削減量



【都】 総量削減義務と排出量取引システム
「対象事業所の排出量」や「遵守状況」などを公開

2. 都内中小クレジット(都内削減量)

①同会社・グループ会社内での取引、他企業との取引



②省エネ事業者等の仲介による取引



★削減義務の対象事業所は、工場や建物単位であるが、同一法人やグループ企業全体での、総合的な削減対策による削減実績を融通しあえる仕組み

3. 再エネクレジット



4. 都外クレジット(都外削減量)



5. 埼玉連携クレジット(超過削減量、県内中小クレジット)

上記 1. 超過削減量、2. 都内中小クレジット(都内削減量)と同様

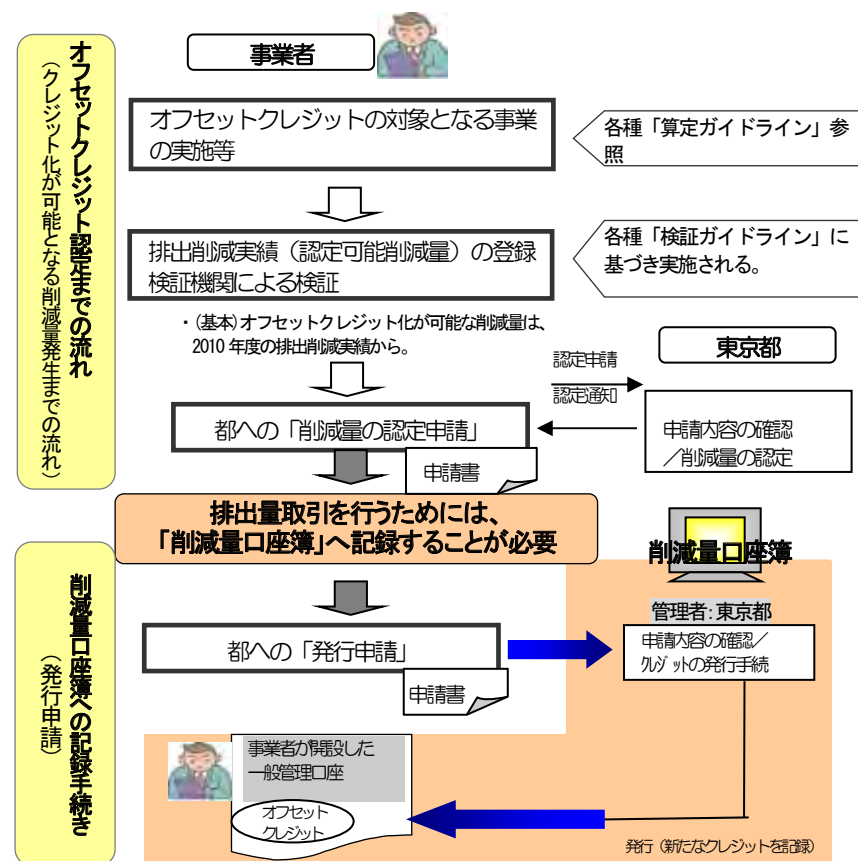
3(41) 排出量取引 ②排出量取引で利用可能なクレジット等

- 排出量取引で他へ移転（売却、無償譲渡）し、他から取得（購入、無償譲受）することができるクレジット等の種類は、「超過削減量」「都内中小クレジット」「再エネクレジット」「都外クレジット」「埼玉連携クレジット」の5つ。そのうち「都内中小クレジット」「再エネクレジット」「都外クレジット」「埼玉連携クレジット」を総称して「オフセットクレジット」という。
- 超過削減量は、第二計画期間以降、削減義務期間の終了後、計画期間に発行可能な量が確定した段階で、全量が発行される（申請不要）。
計画期間の途中、任意のタイミングで発行するためには、「クレジット発行申請」が必要。
- オフセットクレジット（埼玉連携クレジットを除く。）を発行するためには、都への「削減量の認定申請」と「クレジット発行申請」が必要。

■排出量取引で利用可能なクレジット等

種類		取引が可能な削減量の発生
超過削減量		対象事業所が義務量を超えて削減した量
オフセットクレジット	都内クレジット	都内中小規模事業所において認定基準に基づく対策による削減量
	再エネクレジット	
	環境価値換算量	都が認定する設備により創出された削減量
	その他削減量	
	グリーンエネルギー証書	グリーンエネルギー証書又はRPS法における新エネルギー相当量などの既存制度による環境価値
	RPS法新エネルギー等電気相当量	
	都外クレジット	埼玉県を除く都外の事業所において、対象事業所と同様の義務率がかかっているものとして、当該事業所が義務量を超えて削減した量
オフセットクレジット	埼玉連携クレジット	
	超過削減量	埼玉県目標設定型排出量取引制度で認定される超過削減量、中小クレジット
	県内中小クレジット	

■オフセットクレジット発行までの流れ(基本)



＜活用有効期間（バンキング等）＞

第n計画期間の超過削減量及びオフセットクレジットは、翌計画期間である第n+1計画期間の削減義務に利用可能（第n+2計画期間へのバンキングはできない）